

富山県地域防災計画

<新旧対照表>

雪害編

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 （略）</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 防災についての考え方</p> <p>防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本県において、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第2～3 （略）</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務 （略）</p> <p>第1 防災関係機関等の責務</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 事業所・企業</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、県、市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。</p> <p>（3） （略）</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>（略）</p>	<p><u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。</u></p> <p>（2）消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、県、市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進し、<u>県及び市町村は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法の趣旨を踏まえて修正</p> <p>責務を具体的に記載するため修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
<p>1 防災関係機関の業務大綱 (1)～(2) (略) (3) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td> 1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td> 1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること 3 <u>気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること	(略)		東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること 3 <u>気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること</u>	(略)		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td> 1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関すること 4 <u>中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td> 1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u> 4 <u>防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関すること 4 <u>中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること</u>	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u> 4 <u>防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u>	<p>業務内容の修正</p> <p>同上</p>				
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
(略)																						
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること																					
(略)																						
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること 3 <u>気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること</u>																					
(略)																						
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関すること 4 <u>中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること</u>																					
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u> 4 <u>防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u>																					
<p>(4) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること </td> </tr> <tr> <td>株式会社 N T T ドコモ北陸支社</td> <td> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること </td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社 N T T ドコモ北陸支社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	(追加)		(略)		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること </td> </tr> <tr> <td>株式会社 N T T ドコモ北陸支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>K D D I 株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社 N T T ドコモ北陸支社		K D D I 株式会社		<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>		<p>指定公共機関の追加</p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
(略)																						
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																					
株式会社 N T T ドコモ北陸支社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																					
(追加)																						
(略)																						
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																					
株式会社 N T T ドコモ北陸支社																						
K D D I 株式会社																						
<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>																						
<p>(5) 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団</td> <td> 1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	陸上自衛隊第14普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団</td> <td> 1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 <u>災害時における応急復旧活動に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 <u>災害時における応急復旧活動に関すること</u>	<p>機関名称、業務内容の更新に伴う修正</p>												
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
陸上自衛隊第14普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること																					
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 <u>災害時における応急復旧活動に関すること</u>																					
<p>(6) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) 加越能バス(株)</td> <td> 1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(公社)富山県医師会</td> <td> 1 雪害時における医療救護活動に関すること </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) 加越能バス(株)	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること	(略)		(公社)富山県医師会	1 雪害時における医療救護活動に関すること	(略)		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) あいの風とやま鉄道(株) 加越能バス(株)</td> <td> 1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること </td> </tr> <tr> <td>(公社)富山県医師会 (公社)富山看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会</td> <td> 1 雪害時における医療救護活動に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) あいの風とやま鉄道(株) 加越能バス(株)	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること	(公社)富山県医師会 (公社)富山看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	1 雪害時における医療救護活動に関すること	<p>指定地方公共機関の追加</p>						
機関等の名称	事務又は業務の大綱																					
鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) 加越能バス(株)	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること																					
(略)																						
(公社)富山県医師会	1 雪害時における医療救護活動に関すること																					
(略)																						
鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) あいの風とやま鉄道(株) 加越能バス(株)	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること																					
(公社)富山県医師会 (公社)富山看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	1 雪害時における医療救護活動に関すること																					

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																																									
<p>2 (略) 第3 (略)</p> <p>第4節 県内の降積雪の状況と雪害 第1 (略) 第2 社会環境の変化 1～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">富山県における社会環境の推移</p> <table border="1" data-bbox="174 518 996 928"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2002年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td>1,118,518人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td>263.4人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td>365,506世帯</td> </tr> <tr> <td>電力使用量</td> <td>7,704百万kWh</td> <td>9,524百万kWh</td> <td>10,594百万kWh</td> <td>10,405百万kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td>85.4%</td> <td>89.4%</td> <td>91.8%</td> <td>92.2%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td>27.7%</td> <td>54.5%</td> <td>63.1%</td> </tr> <tr> <td>電話加入数</td> <td>329千台</td> <td>418千台</td> <td>391千台</td> <td>383千台</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>430,116台</td> <td>658,594台</td> <td>840,072台</td> <td>847,631台</td> </tr> <tr> <td>老年人口割合</td> <td>11.18%</td> <td>15.08%</td> <td>20.76%</td> <td>21.97%</td> </tr> <tr> <td>外国人登録者数</td> <td>2,125人</td> <td>3,288人</td> <td>9,564人</td> <td>10,833人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：富山県各種統計)</p> <p>第3 (略)</p>		1980年	1990年	2000年	2002年	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,118,518人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	263.4人	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	365,506世帯	電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	10,405百万kWh	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	92.2%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	63.1%	電話加入数	329千台	418千台	391千台	383千台	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	847,631台	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	21.97%	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	10,833人	<p style="text-align: center;">富山県における社会環境の推移</p> <table border="1" data-bbox="1052 518 1921 890"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2010年</th> <th>2013年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td>1,096,367人</td> <td>1,076,158人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td>256.7人</td> <td>253.4人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td>386,683世帯</td> <td>391,799世帯</td> </tr> <tr> <td>電力使用量</td> <td>7,704百万kWh</td> <td>9,524百万kWh</td> <td>10,594百万kWh</td> <td>11,863百万kWh</td> <td>11,320百万kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td>85.4%</td> <td>89.4%</td> <td>91.8%</td> <td>93.2%</td> <td>93.0%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td>27.7%</td> <td>54.5%</td> <td>79.6%</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td>電話加入数</td> <td>329千台</td> <td>418千台</td> <td>391千台</td> <td>280千台</td> <td>197千台</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td>430,116台</td> <td>658,594台</td> <td>840,072台</td> <td>876,190台</td> <td>893,567台</td> </tr> <tr> <td>老年人口割合</td> <td>11.18%</td> <td>15.08%</td> <td>20.76%</td> <td>26.20%</td> <td>28.58%</td> </tr> <tr> <td>外国人登録者数</td> <td>2,125人</td> <td>3,288人</td> <td>9,564人</td> <td>13,712人</td> <td>12,908人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料：富山県各種統計ほか)</p>		1980年	1990年	2000年	2010年	2013年	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯	電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	11,320百万kWh	上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%	下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%	電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台	自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人	<p>情報の更新に伴う修正</p>
	1980年	1990年	2000年	2002年																																																																																																																							
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,118,518人																																																																																																																							
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	263.4人																																																																																																																							
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	365,506世帯																																																																																																																							
電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	10,405百万kWh																																																																																																																							
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	92.2%																																																																																																																							
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	63.1%																																																																																																																							
電話加入数	329千台	418千台	391千台	383千台																																																																																																																							
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	847,631台																																																																																																																							
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	21.97%																																																																																																																							
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	10,833人																																																																																																																							
	1980年	1990年	2000年	2010年	2013年																																																																																																																						
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人																																																																																																																						
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人																																																																																																																						
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯																																																																																																																						
電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	11,320百万kWh																																																																																																																						
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%																																																																																																																						
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%																																																																																																																						
電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台																																																																																																																						
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台																																																																																																																						
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%																																																																																																																						
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人																																																																																																																						

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																						
<p>第2章 雪害予防対策</p> <p>第1節 雪害に強い県土づくり</p> <p>第1 無雪害まちづくり事業関係（各防災関係機関）</p> <p>地域ぐるみで雪害を克服するために次の事業を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="163 405 1005 743"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>制 度 名</th> <th>事 業 概 要</th> <th>事業主体</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域ぐるみ除排雪</td> <td>富山県地域ぐるみ除排雪促進事業</td> <td>市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備及び小型除雪機械等の整備に対する助成</td> <td>市町村</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>道路交通体系</td> <td>積雪寒冷地道路整備事業</td> <td>地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等</td> <td>県 市町村</td> <td>国土交 通省</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～4 (略)</p> <p>第2節 雪崩対策等の推進 (略)</p> <p>第3節 都市基盤等の耐雪化</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ライフライン施設の耐雪化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ガス施設における雪害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）</p> <p>(1) 都市ガス及び簡易ガス</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 需要家設備 (略)</p> <p>また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガス</p>	区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所 管	地域ぐるみ除排雪	富山県地域ぐるみ除排雪促進事業	市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備及び小型除雪機械等の整備に対する助成	市町村	県	(追加)				(略)					道路交通体系	積雪寒冷地道路整備事業	地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等	県 市町村	国土交 通省	<table border="1" data-bbox="1064 405 1906 612"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域ぐるみ除排雪</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富山県NPO等除排雪活動推進モデル事業</td> <td>市町村がNPO等と連携して行う除排雪活動に必要な小型除雪機、スコップ、スノーダンプ等の購入費、事業用チラシの印刷費に対する助成</td> <td>市町村</td> <td>県</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1064 676 1906 791"> <tbody> <tr> <td>道路交通体系</td> <td>社会資本整備総合交付金 事業 防災・安全交付金 事業</td> <td>地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等</td> <td>県 市町村</td> <td>国土交 通省</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガス</p>	地域ぐるみ除排雪	(略)				富山県NPO等除排雪活動推進モデル事業	市町村がNPO等と連携して行う除排雪活動に必要な小型除雪機、スコップ、スノーダンプ等の購入費、事業用チラシの印刷費に対する助成	市町村	県	道路交通体系	社会資本整備総合交付金 事業 防災・安全交付金 事業	地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等	県 市町村	国土交 通省	<p>実施事業の追加</p> <p>事業名の修正</p>
区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所 管																																				
地域ぐるみ除排雪	富山県地域ぐるみ除排雪促進事業	市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備及び小型除雪機械等の整備に対する助成	市町村	県																																				
	(追加)																																							
(略)																																								
道路交通体系	積雪寒冷地道路整備事業	地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等	県 市町村	国土交 通省																																				
地域ぐるみ除排雪	(略)																																							
	富山県NPO等除排雪活動推進モデル事業	市町村がNPO等と連携して行う除排雪活動に必要な小型除雪機、スコップ、スノーダンプ等の購入費、事業用チラシの印刷費に対する助成	市町村	県																																				
道路交通体系	社会資本整備総合交付金 事業 防災・安全交付金 事業	地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等	県 市町村	国土交 通省																																				

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>メーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター※1の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器や<u>ガス漏れ警報器</u>の普及促進に努める。</p> <p>エ～カ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第3 廃棄物処理施設の耐雪化 (略)</p> <p>このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努める。</p> <p>県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。</p> <p>1 処理施設の耐震性強化（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設</p> <p>積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、市町村は適切な維持管理を行うとともに、必要な設備、機器の充実に努め、廃棄物処理施設の耐雪化を図る。</p> <p>また、今後、建設する施設については、<u>し尿処理施設構造指針等</u>の基準に従うとともに、耐雪化に努める。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) ～ (2) （略）</p> <p>(3) <u>ごみ、がれき等の一時保管場所の確保</u></p> <p>豪雪時においては、ごみ、がれきなどの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、<u>がれき等の一時保管場所を確保</u>しておく。</p>	<p>メーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター※1の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器や<u>ガス警報器</u>の普及促進に努める。</p> <p>このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、<u>国の「災害廃棄物対策指針」</u>を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努める。</p> <p>また、今後、建設する施設については、<u>ごみ処理施設性能指針等</u>の基準に従うとともに、耐雪化に努める。</p> <p>(3) <u>ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保等</u></p> <p>豪雪時においては、ごみ、<u>災害廃棄物</u>などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、<u>災害廃棄物等の仮置場を確保</u>するとともに、<u>災害廃棄物等の処分方法を検討</u>しておく。</p> <p>県は、市町村に対し、災害廃棄物等の処理に係る助言な</p>	<p>用語の修正</p> <p>国の指針策定に伴う修正</p> <p>指針名称の修正</p> <p>用語の修正 同上</p> <p>国の指針改定に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(4) (略)</p> <p>3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部） 県は、し尿、ごみ、がれき等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、市町村、近県及び関係団体を含めた協力体制を整備する。</p> <p>第4～6 (略)</p> <p>第4節 交通対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 道路交通対策（中部管区警察局、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、中日本高速道路㈱金沢支社）</p> <p>1 雪に強い道路の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 消融雪施設の整備 (略) ア～イ (略) ウ <u>長大橋梁歩車道</u> (追加)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第5節 防災活動体制の整備 対策の体系</p>	<p><u>ど技術的支援を行う。</u></p> <p>県は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、市町村、近県及び関係団体を含めた協力体制を整備する。</p> <p>ウ <u>主要な交差点で除排雪作業の困難なところ</u> エ <u>中抜け区間の解消により機会除雪の効率化が図られるところ</u></p>	<p>用語の修正</p> <p>整備箇所の修正、追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">防 災 活 動 の 整 備</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 防災拠点施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 富山県広域消防防災センター 2 富山県警察装備センター 3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター 4 市町村の防災拠点施設の整備 第2 気象観測施設等の整備等 <ul style="list-style-type: none"> 1 気象観測施設の整備 2 雪害防止のための情報 第3 救助用資機材の整備 第4 通信連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実 4 通信訓練、研修会の実施等 第5 緊急輸送ネットワークの整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 輸送拠点施設の確保 2 緊急道路ネットワークの確保 3 緊急海上輸送路の確保 4 緊急航空路の確保 5 緊急輸送車両等の確保 第6 航空防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 航空防災活動のための環境整備 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運行体制 第7 相互応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 国の機関との相互協力 2 地方公共団体間の相互応援 3 防災関係機関との相互協力 4 公共的団体等の協力 5 民間の協力 	<p style="text-align: center;">防 災 活 動 の 整 備</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 防災拠点施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 富山県広域消防防災センター 2 富山県警察装備センター 3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター 4 市町村の防災拠点施設の整備 5 <u>陸上自衛隊富山駐屯地の充実</u> 第2 気象観測施設等の整備等 <ul style="list-style-type: none"> 1 気象観測施設の整備 2 雪害防止のための情報 第3 救助用資機材の整備 第4 通信連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実 4 通信訓練、研修会の実施等 第5 <u>業務継続体制の確保</u> 第6 緊急輸送ネットワークの整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 輸送拠点施設の確保 2 緊急道路ネットワークの確保 3 緊急海上輸送路の確保 4 緊急航空路の確保 5 緊急輸送車両等の確保 第7 航空防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 航空防災活動のための環境整備 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運行体制 第8 相互応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 国の機関との相互協力 2 地方公共団体間の相互応援 3 防災関係機関との相互協力 4 公共的団体等の協力 5 民間の協力 第9 <u>災害復旧・復興への備え</u> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>災害廃棄物の発生への対応</u> 2 <u>各種データの整備保全</u> 3 <u>復興対策の研究</u> 	<p style="text-align: center;">項 目 の 追 加</p> <p style="text-align: center;">同 上</p>
<p>第1 防災拠点施設の整備 1～2 （略） 3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局）</p> <p>北陸地方整備局は、平成15年度に全面供用開始した富山防災センターを北陸地方整備局西部地区の河川・道路など公共土木施設の災害復旧活動の防災拠点とする。また、同センターを地方自治体との連携により、災害対応を行うための支援基地として用いる。</p>	<p>北陸地方整備局は、管内西部地区の災害に対して、速やかに災害現地で災害活動を行うための防災拠点として富山防災センターを設置し、必要な災害対策機械を配備する。同センターは、被災自治体からの要請により、災害対策機械を派遣し、自治体と協力して災害対応を行うための支援基地とな</p>	<p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(機能・設備)</p> <p>ア <u>水防資機材の備蓄や災害対策車両基地</u></p> <p>イ 災害発生時の情報の収集及び発信の基地</p> <p>ウ <u>災害や防災技術に関する研究開発と災害対策の訓練</u> 研修機能</p> <p>エ <u>普及啓発機能として、防災学習の場となる「防災ナビ</u> <u>ルーム」が設けられている。</u></p> <p>4 (略) (追加)</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第4 通信連絡体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信連絡手段（全防災関係機関） 通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。</p> <p>有線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 加入電話 — 専用線電話 <p>無線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 県防災行政無線 (対象：県、市町村、消防本部等) — 防災相互無線 (466.775MHz) (対象：市町村) — 防災相互無線 (158.35MHz) (対象：石油コンビナートを所管する消防本部、特定事業所等) — 携帯電話、<u>自動車電話</u> 	<p>る。</p> <p>(機能)</p> <p>ア <u>災害復旧に必要な資機材の備蓄、災害対策用機械の基</u> <u>地</u></p> <p>イ 災害発生時の情報の収集、発信基地</p> <p>ウ 災害対策の訓練、<u>研修機能</u></p> <p>5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊）</p> <p><u>自衛隊は、大規模災害時における救援活動を速やかに実施</u> <u>するため、その活動の拠点施設となる富山駐屯地の機能強化</u> <u>に努めるものとする。</u></p> <p>ア <u>自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能</u> <u>強化</u></p> <p>イ <u>大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大</u> <u>型ヘリコプターの活用など機能強化</u></p> <p>有線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 加入電話 — 専用線電話 <p>無線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> — 県防災行政無線 (対象：県、市町村、消防本部等) — 防災相互無線 (466.775MHz) (対象：市町村) — 防災相互無線 (158.35MHz) (対象：石油コンビナートを所管する消防本部、特定事業所等) — 携帯電話 	<p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>富山駐屯地の充実の記載を追加</p> <p>サービスの終了に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>ヘリコプター、通信衛星、出先機関、可搬型衛星地球局、消防防災無線、消防庁、総務省、及び内閣府、国土交通省回線、国交省、消防本部、中継局（地上系）、市町村、消防、地域防災系、防災相互無線、移動系、同報系、生活関係施設、防災関係機関、住民、車。</p> <p>凡例 〰〰〰 県防災行政無線 - - - 市町村防災行政無線 - · - · 防災相互無線 - - - 消防防災無線 〰〰〰 国土交通省回線 - - - 中央防災無線（緊急連絡用回線）</p>	<p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>ヘリコプター、通信衛星、出先機関、可搬型衛星地球局、消防庁、総務省、及び内閣府、国土交通省回線、国交省、中継局（地上系）、市町村、消防本部、消防、地域防災系、防災相互無線、移動系、同報系、生活関係施設、防災関係機関、住民、車。</p> <p>凡例 〰〰〰 県防災行政無線 - - - 市町村防災行政無線 - · - · 防災相互無線 - - - 国土交通省回線 - - - 中央防災無線（緊急連絡用回線）</p>	<p>消防防災無線廃止に伴う修正</p>
<p>3 通信連絡体制の整備充実（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県総合防災情報システム 平成 17 年 9 月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。 県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。</p>	<p>県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ、<u>緊急速報メール</u>）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）、<u>必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）</u>を通じて、災害や防災の情報の提</p>	<p>情報提供媒体等の追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(略)</p> <p>(3) 市町村防災行政無線の整備促進 市町村が使用する防災行政無線には、次の<u>3種類</u>がある。 ア～イ (略) ウ <u>市町村、消防機関等の防災関係機関とライフラインや医療機関等の生活関連機関の相互通信を行う地域防災無線</u> 本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もある。県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。 なお、市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(4) 非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、携帯電話、<u>自動車電話等の整備充実に努める。</u> また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災</p>	<p>供に努める。 <u>また、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する災害情報共有システム（Lアラート）を市町村と連携を図りながら伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u></p> <p>市町村が使用する防災行政無線には、次の<u>2種類</u>がある。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もあるため、<u>整備率の向上に努めるとともに、防災行政無線の整備にあたっては、デジタル化を推進する。</u>県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。 市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。 <u>また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、災害情報共有システム（Lアラート）等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u></p> <p>県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、<u>衛星携帯電話等の整備充実に努める。</u></p>	<p>伝達手段の追加に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>システム廃止に伴う修正</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>字句の修正</p> <p>伝達手段の追加に伴う修正</p> <p>用語の修正、サービス終了による修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考													
<p>害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。</p> <p>消防機関は、今後の消防・救急無線の高度化を図り、過密な電波環境へ対応するため、デジタル化に係る準備を進めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>第5 緊急輸送ネットワークの整備 (略)</p> <p>1 輸送拠点施設の確保（県関係部局） (略)</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="147 957 1023 1155"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上輸送 拠点施設</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富山県トラック協会総合グラウン ド</td> <td>射水市水戸田3丁目9-1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）</p> <p>道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っている。このため、県、市町村等は、<u>陸上・海上・航空の輸送拠点施設に配慮し、広域的なダブルネットワークの形成、都市内幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進し、より効果的な道路ネットワークを構築するとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり指定する。</u></p>	区分	名称	所在地	陸上輸送 拠点施設	(略)		富山県トラック協会総合グラウン ド	射水市水戸田3丁目9-1	(略)		<p>消防機関は、今後の消防・救急無線の高度化を図り、過密な電波環境へ対応するため、<u>デジタル化を推進するものとする。</u></p> <p>第5 業務継続体制の確保 <u>県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</u></p> <p>第6 緊急輸送ネットワークの整備</p> <table border="1" data-bbox="1048 1034 1928 1118"> <tbody> <tr> <td>陸上輸送 拠点施設</td> <td><u>(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫</u></td> <td><u>富山市婦中町島本郷1-5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、<u>広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり指定する。</u></p>	陸上輸送 拠点施設	<u>(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫</u>	<u>富山市婦中町島本郷1-5</u>	<p>字句の修正</p> <p>業務継続体制の確保の記載を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>輸送拠点施設の修正</p> <p>現状に合わせた修正</p>
区分	名称	所在地													
陸上輸送 拠点施設	(略)														
	富山県トラック協会総合グラウン ド	射水市水戸田3丁目9-1													
	(略)														
陸上輸送 拠点施設	<u>(一社)富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫</u>	<u>富山市婦中町島本郷1-5</u>													

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) 第1次緊急通行確保路線 県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸、東海北陸及び能越自動車道、一般国道（指定区間）、<u>一般国道と自動車道インターチェンジ及び輸送拠点（空港、港湾、卸売市場、トラックターミナル等）とを結ぶ幹線道路</u></p> <p>(2) 第2次緊急通行確保路線 第1次路線とネットワークを構成し、市町村対策本部、<u>警察署、消防署等の市町村の防災活動拠点となる施設を相互に接続する幹線道路</u></p> <p>(3) 第3次緊急通行確保路線 上記路線を相互に補完する幹線道路 <u>今後、緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワーク化を図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として、河川敷を利用した緊急交通路の整備・活用、高速自動車道への緊急乗入路の検討もあわせて進める。さらに、降雪時においても緊急交通路を確保するため除雪体制の強化に努めるほか、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワークの強化に努める。</u>（資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」） <u>（追加）</u></p>	<p>県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、<u>重要港湾</u>）を結ぶ幹線道路</p> <p>第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。</p> <p>上位路線を相互に補完する幹線道路 緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。 （資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」）</p> <p style="text-align: center;"><u>緊急通行確保路線図（平成27年3月）</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>緊急通行確保路線図の改定による修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>3 緊急海上輸送路の確保（県農林水産部、県土木部） 港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。 このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。 <u>（追加）</u></p> <p>4～5 （略） 第6 航空防災体制の強化 1 （略）</p>	<p>また、災害後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、震災時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議するものとする。</p> <p>第7 航空防災体制の強化</p>	<p>緊急海上輸送路の確保を具体的に記載</p> <p>番号のずれ</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用 ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。 また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7 相互応援体制の整備 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請等に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、<u>広範囲の都道府県等との応援協定の締結を推進する。</u> また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定し、<u>応援部隊の受入体制を整える。</u></p> <p>県では、現在、次のとおり協定等を締結している。</p> <p>1 国の機関等との相互協力（北陸地方整備局、県土木部） <u>（追加）</u></p>	<p>また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信するとともに、<u>イリジウム衛星電話を活用し、情報伝達を行う。</u></p> <p>第8 相互応援体制の整備 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、<u>大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。</u></p> <p>なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、<u>応援部隊の受入体制を整えている。</u> <u>さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。</u></p> <p>1 国の機関等との相互協力 <u>（1）自衛隊との連携（自衛隊、県知事政策局）</u> <u>県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。</u> <u>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めて</u></p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>番号のずれ</p> <p>相互応援の趣旨を明確にするための修正</p> <p>字句の修正</p> <p>連携体制の整備の記載を追加</p> <p>自衛隊との連携の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県建設管理局及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、平成10年3月31日に「災害時の相互協力に関する申し合わせ」を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>(追加)</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) 都道府県間の相互応援</p> <p>ア 全国都道府県の災害時応援</p> <p>全国知事会では、平成8年7月18日、「<u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u>」を締結し、各ブロック知事会又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では対応できない場合の全国知事会の調整の下に行われる広域応援について必要な事項を定めている。</p>	<p><u>おくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。</u></p> <p><u>県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</u></p> <p>(2) <u>国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部）</u></p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p><u>なお、県と国土地理院とは、平成24年7月26日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。</u></p> <p>全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書</u>」を改めて締結し、広域応援に必要な事項について、①カバー（支援）県やブロック間応援の体制の確立、②各都道府県東京事務所からの職員の応援などによる全国知事会の体制と機能の強化、③都道府県間の連携を強め自律的な支援が可能となる体制構築など、広域応援について必要な事項を定めている。</p>	<p>備考</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>協定の追加</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>（資料「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」）</p> <p>イ 9県1市の災害時応援</p> <p>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成7年11月14日、「災害応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。</p> <p>（資料「12-6-2 災害応援に関する協定書、災害応援に関する協定実施細則」）</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>（2）市町村間の相互応援</p> <p>市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内及び県外の市町村との応援協定の締結を推進する。</p> <p>また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。</p> <p>現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。<u>また、阪神・淡路大震災後、県外の市町村との相互応援協定書を締結する例も増えている。</u></p> <p>（資料「12-5 県及び市町村等の応援協定締結状況」）</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p>（1）県と防災関係機関との相互協力</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 電力会社等との協定</p> <p>災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めて</p>	<p>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成19年7月26日、「災害時等の応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。</p> <p><u>さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国知事会の体制と調和のとれた広域応援体制を整備する。</u></p> <p>（資料「12-6-2 災害時等の応援に関する協定書」）</p> <p>市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、<u>県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。</u></p> <p>現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>相互応援の趣旨を明確にするため修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>いる。 (ア)～(オ) (略) <u>(追加)</u></p> <p>オ～ク (略) ケ (一社) 富山県建設業協会との協定 県と(一社) 富山県建設業協会とは、平成 13 年 8 月 31 日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。 <u>(追加)</u></p> <p>(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」) <u>(追加)</u></p>	<p><u>更に、県と北陸電力株式会社とは、平成 23 年 8 月 17 日に「災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設利用に関する確認書」を締結し、地震、津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。(資料「12-36 災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設使用に関する確認書」)</u></p> <p><u>更に、県と(一社)富山県建設業協会、(一社) 富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成 19 年 3 月 29 日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。</u> (資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」) <u>(資料「12-31-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」)</u></p>	<p>協定の追加</p> <p>同上</p>
<p>コ～チ (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>ツ (一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定</u> <u>県と(一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成 19 年 4 月 12 日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</u> (資料「12-32 災害時における応急対策業務に関する協定」) <u>テ (一社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(一社)富山県緑化造園土木協会との協定</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(追加)</u></p>	<p>県と(一社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(一社)富山県緑化造園土木協会とは、平成20年3月21日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。 <u>(資料「12-33 災害時における応急対策業務に関する協定」)</u> ト 中日本高速道路株式会社との協定 県と中日本高速道路株式会社とは、平成20年6月6日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成20年7月4日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。 <u>(資料「12-34-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」)</u> <u>(資料「12-34-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」)</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定 県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を締結し、大規模な災害が発生した場合において、県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項について取り決めている。<u>(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)</u></p>	<p>同上</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟10社との協定 県と(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壺番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
(追加)	<p><u>平成23年11月8日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u> （資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」）</p>	同上
(追加)	<p>ヌ <u>富山県石油商業組合との協定</u> <u>県と富山県石油商業組合とは、平成23年11月8日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。</u> （資料「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」）</p>	同上
(追加)	<p>ネ <u>(株)北陸銀行との協定</u> <u>県と(株)北陸銀行とは、平成24年2月1日に「災害時の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。</u> （資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」）</p>	同上
(追加)	<p>ノ <u>(一財)北陸電気保安協会との協定</u> <u>県と(一財)北陸電気保安協会とは、平成24年9月13日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施することを取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ハ <u>(株)ダスキンの協定</u> <u>県と(株)ダスキンとは、平成24年10月1日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ヒ <u>富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定</u></p>	同上

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
(追加)	<p>県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会とは、平成24年12月4日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>フ (一社) 全日本冠婚葬祭互助協会との協定 県と(一社)全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成24年12月20日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>へ (公社) 富山県柔道整復師会との協定 県と(公社)富山県柔道整復師会とは、平成25年2月5日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>ホ 富山県行政書士会との協定 県と富山県行政書士会とは、平成25年2月5日に「災害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>マ (一社) 富山県ビルメンテナンス協会との協定 県と(一社)富山県ビルメンテナンス協会とは、平成25年2月19日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項を取り決めている。</p>	同上
(追加)	<p>ミ (一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協定 県と(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、平成25年3月1日に「災害時における医療用ガスの供給に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を</p>	同上

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
(追加)	<p>取り決めている。</p> <p>ム (公社) 富山県薬剤師会との協定 <u>県と(公社)富山県薬剤師会とは、平成25年3月7日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>メ (株)サガミチェーンとの協定 <u>県と(株)サガミチェーンとは、平成25年11月29日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>モ 石油連盟との覚書 <u>県と石油連盟とは、平成26年4月11日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ヤ (公社) 富山県看護協会との協定 <u>県と(公社)富山県看護協会とは、平成26年12月25日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ユ (一社) 富山県歯科医師会との協定 <u>県と(一社)富山県歯科医師会とは、平成26年12月25日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ヨ (公社) 富山県獣医師会との協定 <u>県と(公社)富山県獣医師会とは、平成26年12月25日に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力について取り決めている。</u></p>	同上
(追加)	<p>ラ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定 <u>県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年</u></p>	同上

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(2) 防災機関間の相互協力 防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、あるいは相互協力について定めている。 ア～イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 (一社)日本ガス協会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。 <u>(追加)</u></p> <p>エ (略) <u>4～5 (略)</u> <u>(追加)</u></p>	<p><u>12月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</u></p> <p>一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定め、災害時にはLPガスの保安の確保と安全供給に万全を期すこととしている。</p> <p>第9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 <u>国、県及び市町村等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。また、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。</u> 2 各種データの整備保全 <u>国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。</u> ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、</p>	<p>協定の追加</p> <p>災害復旧・復興の項目を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
<p>第6節 救援・救護体制の整備 対策の体系</p>	<p><u>地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記の保全等 <p><u>公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。</u></p> <p>3 復興対策の研究</p> <p><u>関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。</u></p>	

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">救援・救護体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1 消防体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 消防体制の整備 2 救助・救急体制の整備 <p>第2 医療救護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網 2 医療救護班の編成 3 医療救護所の整備 4 後方医療体制 5 医薬品、血液の供給体制 <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画 3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保 <p>第4 越冬用食料の安定供給確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 供給の確保 2 一般家庭における越冬用食料の備蓄 <p>第5 孤立集落の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 実態の調査等 2 孤立集落の機能維持 3 通信連絡体制の整備 4 通信連絡体制の整備 <p>第6 災害救援ボランティア活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの活動内容 2 ボランティアの普及・養成 3 ボランティアの受入体制の整備 </div>	<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">救援・救護体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1 消防体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 消防体制の整備 2 救助・救急体制の整備 <p>第2 医療救護体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網 2 <u>災害派遣医療チーム（DMAT）の整備</u> 3 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備</u> 4 医療救護班の編成 5 医療救護所の整備 6 後方医療体制 7 医薬品、血液の供給体制 <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画 3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保 4 <u>帰宅困難者対策</u> 5 <u>被災者等への的確な情報伝達活動</u> <p>第4 越冬用食料の安定供給確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 供給の確保 2 一般家庭における越冬用食料の備蓄 <p>第5 孤立集落の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 実態の調査等 2 孤立集落の機能維持 3 通信連絡体制の整備 4 <u>事前措置</u> <p>第6 災害救援ボランティア活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの活動内容 2 ボランティアの普及・養成 3 ボランティアの受入体制の整備 </div>	<p>項目の追加</p> <p>同上</p> <p>字句の修正</p>
<p>第1 消防体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、海上保安部、市町村）</p> <p>(1) 救助体制の整備</p> <p>ア～オ (略)</p>		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>（追加）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関との連携体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、災害時に後方病院の被災状況や重傷患者の受入情報が把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努めるとともに、無線通信設備の<u>公的病院等への整備に努める。</u></p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>カ 消防救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段であることから、市町村は、消防救急無線のデジタル化を推進するものとする。</u></p> <p>イ 県は、災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を<u>迅速に把握</u>できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、<u>操作等の訓練を定期的に行う</u>とともに、無線通信設備の<u>災害拠点病院等への整備に努める。</u></p> <p>2 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備（県厚生部）</p> <p><u>(1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成</u></p> <p>県は、<u>災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を支援するとともに、富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院（以下「指定病院」）に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定を締結するものとする。</u></p> <p><u>※ 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、略称「DMAT」）</u></p> <p><u>災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。</u></p> <p><u>大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。</u></p> <p><u>(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備</u></p> <p>ア 県は、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</u></p> <p>イ <u>指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（D</u></p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>災害派遣医療チーム（DMAT）の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>MAT)の研修及び訓練に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定病院は、災害派遣医療チーム(DMAT)の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。</u> <u>エ 県は、富山県災害派遣医療チーム(DMAT)等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム(DMAT)の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協議・検討を行う。</u> 3 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備(県厚生部) (1) 災害派精神遣医療チーム(DPAT)の編成 <u>県は、富山県精神科医会、独立行政法人国立病院機構北陸病院、富山大学付属病院、一般社団法人日本精神科看護協会富山県支部、富山県精神保健福祉士協会、富山県臨床心理士会及び一般社団法人富山県作業療法士会と「富山県災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定」を締結し、自然災害等が発生した場合に被災地域等における精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣体制を整備するものとする。</u> ※ 災害派遣精神医療チーム(Disaster Psychiatric Assistance Team。略称「DPAT」) <u>自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。</u> <u>このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが(DPAT)である。</u> (2) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備 <u>ア 県は、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の隊員の技術の向上等を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。</u></p>	<p>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>2 医療救護班の編成（県厚生部） （略）</p> <p>3 医療救護所の整備（市町村） （略）</p> <p>4 後方医療体制（県厚生部） （1）災害拠点病院の整備 ア 県は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を整備し、災害時の医療を確保する。 <u>（ア）多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能</u> <u>（イ）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能</u> <u>（ウ）自己完結型の医療救護チームの派遣機能</u> <u>（エ）地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能</u></p> <p>イ 設置 （ア）基幹災害医療センター（県に一か所） 県立中央病院 （イ）地域災害医療センター（二次医療圏に一か所） 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院 高岡 高岡市民病院 砺波 砺波総合病院</p> <p>ウ 整備基準 （ア）施設 a 病棟（病室、ICU等）、救急診療に必要な診療棟（診</p>	<p><u>イ 関係団体は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めるとともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。</u></p> <p><u>ウ 県は、富山県DPATに関する検討会を設置し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備及び運営に関する諸課題の検討を行う。</u></p> <p>4 医療救護班の編成（県厚生部）</p> <p>5 医療救護所の整備（市町村）</p> <p>6 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>ア 県は、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院を指定し、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。 <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（ア）基幹災害拠点病院 県立中央病院、富山大学附属病院 （イ）地域災害拠点病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院 高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p></p> <p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース</p> <p>b 救急診療に必要な診療棟は耐震構造であること</p> <p>c 電気等のライフラインの維持機能</p> <p>d 基幹災害医療センターにおいては、災害医療の研修に必要な研修室</p> <p>e 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有する</p> <p>(イ) 設備</p> <p>a 広域災害・救急医療情報システムの端末</p> <p>b 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備</p> <p>c 患者の多数発生時用の簡易ベッド</p> <p>d 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、tent、発電機等</p> <p>(2) 後方病院の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>電話回線を補完する無線通信設備を公的病院に設置する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 後方病院の防災能力の強化</p> <p>ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときの対策を講ずる。</p> <p>イ 後方病院は、収容能力を臨時的に拡大するために必要な医療品等資機器材の確保に努める。</p> <p>5 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 血液の確保</p>	<p>イ <u>県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。</u></p> <p>ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、<u>電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。</u></p> <p>7 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>後方病院の対策を具体的に記載</p> <p>番号のずれ</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>保存血液と血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村等の避難計画(県各部局、市町村、各関係機関) 市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、雪害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保（北陸農政局富山地域センター、県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） 豪雪時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶により、流通機構は一時的にあるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想されることから、県及び市町村等は、被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、公共備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。 また、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食料の確保 被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの被災後1～2日間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給し、概ね3日目以降は、米飯、弁当等の炊出しを実施するものとする。</p>	<p><u>血液製剤</u>については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。</p> <p>市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、雪害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとし、<u>県は必要に応じ、これに助言するものとする。</u></p> <p>3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p><u>さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。</u></p> <p>被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給するものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>県の助言の記載を追加</p> <p>関係機関の修正</p> <p>物資の調達、輸送体制等の整備の記載を追加</p> <p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 非常食の備蓄、調達体制</p> <p><u>(ア) 県は、広域的な見地から非常食を配置し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 県及び市町村は、非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。</p> <p>また、<u>流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認するものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 救援要請</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、<u>北陸農政局富山地域センターに救援を要請するものとする。(資料「5-3 主食類応急調達系統図」)</u></p> <p>エ 輸送</p> <p>(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとし</p>	<p>(ア) <u>市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>市町村は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。</u></p> <p>(エ) <u>県は、市町村の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。</u></p> <p>また、<u>流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。</u></p> <p>(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、<u>国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。(資料「5-3 主食類応急調達系統図」)</u></p>	<p>非常食の備蓄、調達体制の記載を修正</p> <p>要請先の修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>て使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、<u>北陸農政局富山地域センター</u>、<u>（一社）富山県トラック協会</u>、<u>富山県倉庫協会</u>に連絡しておくものとする。</p> <p>（イ） （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、（一社）富山県トラック協会、<u>富山県倉庫協会</u>、<u>国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部</u>に連絡しておくものとする。</p> <p>4 帰宅困難者対策</p> <p>県及び市町村は、<u>公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>市町村は、被災者等への情報伝達手段として、<u>特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p> <p><u>また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</u></p> <p><u>なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p> <p><u>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整</u></p>	<p>同上</p> <p>帰宅困難者対策の記載を追加</p> <p>被災者等への情報伝達活動の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第4 （略）</p> <p>第5 孤立集落の予防</p> <p>市町村等は、豪雪による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。</p> <p>1～4 （略）</p> <p>第6 災害救援ボランティア活動の支援（略）</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、<u>社会福祉協議会</u>、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>第7節 農林水産業の雪害予防 （略）</p> <p>第8節 商工業の雪害予防 （略）</p> <p>第9節 防災行動力の向上 対策の体系</p>	<p><u>備に努める。また、国、県及び市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。</u></p> <p><u>また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。</u></p> <p>市町村等は、豪雪による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。<u>県は、市町村が孤立化のおそれのある集落とともに行う孤立に備えた予防対策や応急対策づくりを推進するため、そのモデルとなる指針を策定している。</u></p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、<u>富山県社会福祉協議会</u>、<u>市町村社会福祉協議会</u>、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>社会福祉協議会の記載を修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>防 災 行 動 力 の 向 上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 防災意識の高揚 <ul style="list-style-type: none"> 1 防災関係職員に対する防災教育 2 児童生徒等に対する防災教育 3 県民に対する防災知識の普及 4 防災意識調査 5 相談窓口 第2 自主防災組織の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 地域における自主防災組織の充実 2 事業所における防災体制の確保 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 第3 地域ぐるみ除排雪 <ul style="list-style-type: none"> 1 地域ぐるみ除排雪実践地区の設定 2 地域ぐるみ除排雪体制の整備 3 地域ぐるみ除排雪活動への支援 第4 防災訓練の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1 冬期防災訓練の実施 2 防災訓練における通行禁止等の措置 第5 要配慮者の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の安全確保対策 	<p>防 災 行 動 力 の 向 上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 防災意識の高揚 <ul style="list-style-type: none"> 1 防災関係職員に対する防災教育 2 児童生徒等に対する防災教育 3 県民に対する防災知識の普及 4 防災意識調査 5 相談窓口 6 災害教訓の伝承 第2 自主防災組織の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 地域における自主防災組織の充実 2 企業防災の促進 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 第3 地域ぐるみ除排雪 <ul style="list-style-type: none"> 1 地域ぐるみ除排雪実践地区の設定 2 地域ぐるみ除排雪体制の整備 3 地域ぐるみ除排雪活動への支援 第4 防災訓練の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1 冬期防災訓練の実施 2 防災訓練における通行禁止等の措置 第5 要配慮者の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の安全確保対策 	<p>項目の追加</p> <p>項目の修正</p>
<p>第1 防災意識の高揚 1～5 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第2 自主防災組織の強化</p>	<p>6 災害教訓の伝承 <u>国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>災害教訓の伝承の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(略)</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) 自主防災組織の結成</p> <p>県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。（資料「4-2 1-2 自主防災組織の組織率の推移」）</p> <p>ア 自主防災組織の編成基準</p> <p>(ア) 自主防災組織の編成</p> <p>自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。</p> <p>a 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。</p> <p>b 昼夜間の活動に支障がないよう<u>組織を編成する</u>。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の育成</p> <p>災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村はより一層きめこまやかな指</p>	<p>県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。<u>しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、平成21年度に自主防災アドバイザー制度を創設し、県はアドバイザーの発掘と養成を行い、市町村はアドバイザーを活用し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。こうした取組みにより、今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。</u>（資料「4-2 1-2 自主防災組織の組織率の推移」）</p> <p>a <u>適正規模で編成</u></p> <p>自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。</p> <p>b 昼夜間の活動に支障がないよう編成</p> <p><u>昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。</u></p> <p>災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村は、<u>自主防災アドバイザーを活</u></p>	<p>自主防災組織の充実の項目を具体的に記載</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>導・助言を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催、さらにインターネットを活用した防災・危機管理eーカレッジの周知及び利用の促進を図るなど教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略) <u>(追加)</u></p> <p>2 <u>事業所における防災体制の確保</u>（県知事政策局、市町村）</p>	<p><u>用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携</u> <u>自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は、市町村とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。</u></p> <p>2 <u>企業防災の促進</u>（県知事政策局、市町村） <u>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u> <u>このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共</u></p>	<p>同上</p> <p>企業防災について具体的に記載</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、災害時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。</p> <p>また、事業所は、災害時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 地域ぐるみ除排雪</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 地域ぐるみ除排雪活動への支援（県生活環境文化部、県土木部、市町村）</p> <p>市町村は、地域ぐるみ除排雪体制に基づき実践的な活動を推進するため、小型機械等（小型除雪機械、除雪装置、小型除雪機械等の格納庫）の整備を行う。</p> <p>県は市町村に対し、地域ぐるみ除排雪活動体制の整備及び地域ぐるみ除排雪活動のための<u>小型機械等の整備</u>に要する経費について助成する。</p> <p>また、住民による積極的な除排雪活動が促進されるよう交差点部の歩道やバス停等にスコップを配置する。</p> <p>第4 防災訓練の充実</p> <p>雪害時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、雪害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、自衛隊等国の機関と協力し、また民間企業やボランティア団体、地域住民と連携し、平常時及び積雪時においても各種の防災訓練を実施し、雪害に備えておくことが必要である。</p>	<p><u>団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを</u>行なうものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。</p> <p>なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>県は市町村に対し、地域ぐるみ除排雪活動体制の整備及び地域ぐるみ除排雪活動のための<u>小型機械の整備等</u>に要する経費について助成する。</p> <p>雪害時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、雪害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、自衛隊等国の機関と協力し、また民間企業やボランティア団体並びに<u>要配慮者を含めた地域地域住民と連携し、平常時及び積雪時においても各種の防災訓練を実施し、雪害に備えておくことが必要である。</u></p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定し</p>	<p></p> <p>字句の修正</p> <p>防災訓練の充実について具体的に記載</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うものとする。</p> <p>1 冬期防災訓練の実施（各防災関係機関）</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）非常通信訓練 降積雪時には、有線設備、特に架空ケーブル等の被害や衛星通信の障害により、通信が途絶する事態が予想される。 このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関毎に有事の際における情報の収集及び伝達要領等について、訓練を繰り返し行う必要がある。</p> <p>（5）～（6） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5 要配慮者の安全確保</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県観光・地域振興局、市町村）</p> <p>（1）防災知識の普及・啓発 県及び市町村は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を作成・配</p>	<p><u>た訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。</u></p> <p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、<u>次回の訓練に反映させるものとする。</u></p> <p>このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関毎に有事の際における情報の収集及び伝達要領等について、訓練を繰り返し行う必要がある。<u>この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。</u></p> <p><u>なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。</u></p> <p>県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・</p>	<p>訓練の必要性を追加</p> <p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>布し、<u>防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) <u>案内表示板等の整備</u> (略)</p> <p>第10節 調査研究 (略)</p>	<p>啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。</p> <p>(2) <u>災害時の支援体制の整備</u> 県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。</p> <p>(3) <u>案内表示板等の整備</u></p>	<p>外国人への支援体制の整備の記載を追加 番号のずれ</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																								
<p>第3章 雪害応急対策</p> <p>第1節 予警報の伝達</p> <p>第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準 (略)</p> <p>1 注意報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="161 446 1025 1002"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>風雪により災害が予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で毎秒12メートル以上、海上で毎秒15メートル以上になると予想される時。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪によって被害が予想される場合。具体的には24時間降雪の深さが平地で30cm以上、山間部で50cm以上になると予想される時。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>なだれの発生によって被害が予想される場合。具体的には、 (1) 降雪の深さが90cm以上あったとき。 (2) 積雪の深さが100cm以上で、日平均気温2℃以上と予想される時。</td> </tr> <tr> <td>着氷(雪)注意報</td> <td>着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>霜 注 意 報</td> <td>早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、最低気温が2℃以下になると予想される時。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>低温のため著しい被害が予想される場合。具体的には、冬期においては最低気温が-6℃以下になると予想される時。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>融雪によって災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想される時。 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上で、日平均風速が5m/s以上かつ日降水量が20mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 警報の種類及び発表基準</p>	種 類	発 表 基 準	風雪注意報	風雪により災害が予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で毎秒12メートル以上、海上で毎秒15メートル以上になると予想される時。	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。具体的には24時間降雪の深さが平地で30cm以上、山間部で50cm以上になると予想される時。	なだれ注意報	なだれの発生によって被害が予想される場合。具体的には、 (1) 降雪の深さが90cm以上あったとき。 (2) 積雪の深さが100cm以上で、日平均気温2℃以上と予想される時。	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。	霜 注 意 報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、最低気温が2℃以下になると予想される時。	低温注意報	低温のため著しい被害が予想される場合。具体的には、冬期においては最低気温が-6℃以下になると予想される時。	融雪注意報	融雪によって災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想される時。 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上で、日平均風速が5m/s以上かつ日降水量が20mm以上	<table border="1" data-bbox="1064 446 1926 1260"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>陸上 12m/s、海上 15m/s雪を伴う</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴う ことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>平地 6時間降雪の深さ15cm 東部北山間部 12時間降雪の深さ35cm 西部南山間部 12時間降雪の深さ30cm</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>1.24時間降雪の深さが90cm以上 あった場合 2.積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷(雪)注意報</td> <td>著しい着氷(雪)が予想される場合</td> <td>著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>早霜・晩霜期に最低気温2℃以下</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるとき。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	概 要	風雪注意報	陸上 12m/s、海上 15m/s雪を伴う	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴う ことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	大雪注意報	平地 6時間降雪の深さ15cm 東部北山間部 12時間降雪の深さ35cm 西部南山間部 12時間降雪の深さ30cm	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	なだれ注意報	1.24時間降雪の深さが90cm以上 あった場合 2.積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)が予想される場合	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。	霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき。	低温注意報	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるとき。	融雪注意報	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるとき。	<p>発表基準を現状に合わせて修正</p>
種 類	発 表 基 準																																									
風雪注意報	風雪により災害が予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で毎秒12メートル以上、海上で毎秒15メートル以上になると予想される時。																																									
大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。具体的には24時間降雪の深さが平地で30cm以上、山間部で50cm以上になると予想される時。																																									
なだれ注意報	なだれの発生によって被害が予想される場合。具体的には、 (1) 降雪の深さが90cm以上あったとき。 (2) 積雪の深さが100cm以上で、日平均気温2℃以上と予想される時。																																									
着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。																																									
霜 注 意 報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、最低気温が2℃以下になると予想される時。																																									
低温注意報	低温のため著しい被害が予想される場合。具体的には、冬期においては最低気温が-6℃以下になると予想される時。																																									
融雪注意報	融雪によって災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想される時。 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上で、日平均風速が5m/s以上かつ日降水量が20mm以上																																									
種 類	発 表 基 準	概 要																																								
風雪注意報	陸上 12m/s、海上 15m/s雪を伴う	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴う ことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。																																								
大雪注意報	平地 6時間降雪の深さ15cm 東部北山間部 12時間降雪の深さ35cm 西部南山間部 12時間降雪の深さ30cm	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																								
なだれ注意報	1.24時間降雪の深さが90cm以上 あった場合 2.積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																								
着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)が予想される場合	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるとき。																																								
霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるとき。																																								
低温注意報	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるとき。																																								
融雪注意報	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるとき。																																								

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）			備 考																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気象警報</td> <td>暴風雪警報</td> <td>暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速20m/s以上になると予想される時。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、24時間降雪の深さが平地で60cm以上、山間部で90cm以上になると予想される時。</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	発 表 基 準	気象警報	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速20m/s以上になると予想される時。	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、24時間降雪の深さが平地で60cm以上、山間部で90cm以上になると予想される時。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気象警報</td> <td>暴風雪警報</td> <td>陸上 20m/s, 海上 20m/s雪を伴う</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>東部南平地と西部北 6時間降雪の深さ30cm 東部北平地と西部南平地 6時間降雪の深さ25cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>			種 類	発 表 基 準	概 要	気象警報	暴風雪警報	陸上 20m/s, 海上 20m/s雪を伴う	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報	東部南平地と西部北 6時間降雪の深さ30cm 東部北平地と西部南平地 6時間降雪の深さ25cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	発表基準を現状に合わせて修正
種 類	発 表 基 準																					
気象警報	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雪を伴い平均風速20m/s以上になると予想される時。																				
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、24時間降雪の深さが平地で60cm以上、山間部で90cm以上になると予想される時。																				
種 類	発 表 基 準	概 要																				
気象警報	暴風雪警報	陸上 20m/s, 海上 20m/s雪を伴う	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																			
	大雪警報	東部南平地と西部北 6時間降雪の深さ30cm 東部北平地と西部南平地 6時間降雪の深さ25cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																			
<p>(注) 1 (略)</p> <p>2 発表基準欄に記載した数値は、富山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。</p> <p>また、概ね平地は海拔200m未満、山間部は200m以上、東部山地は1,000m以上の地域である。</p> <p>第2 伝達体制</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p>		<p>また、概ね平地は海拔200m未満、山間部は200m以上の地域である。</p>																				

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
		<p>現状に合わせた修正</p>
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 法令（気象業務法等）による通知系統 ----- 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統 —— 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統 	<ul style="list-style-type: none"> ●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム（専用回線） ○ 専用電話（専用線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線） 	<p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 防災情報提供装置（防災情報提供システム） ○ 専用電話（専用線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ● 防災情報提供装置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関 ※ 警報の略号のみを伝達 	
<p>第2節 応急活動体制 対策の体系</p>		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考									
応急活動体制	第1 県の活動体制	1 職員の非常配備・参集 2 県災害対策本部等の設置	第1 県の活動体制	1 職員の非常配備・参集 2 県災害対策本部等の設置									
	第2 市町村の活動体制	1 責務 2 活動体制	第2 市町村の活動体制	1 責務 2 活動体制									
	第3 防災関係機関の活動体制	1 責務 2 活動体制	第3 防災関係機関の活動体制	1 責務 2 活動体制									
	第4 災害救援ボランティアの受入れ	1 ボランティア班の設置 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置 3 市町村災害救援ボランティア本部 4 災害救援ボランティア現地事務所	第4 災害救援ボランティアの受入れ	1 ボランティア班の設置 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置 3 市町村災害救援ボランティア本部 4 災害救援ボランティア現地事務所									
			第5 帰宅困難者対策	1 徒歩帰宅支援ステーション 2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容 3 その他	項目の追加								
<p>第1 県の活動体制</p> <p>1 職員の非常配備・参集（県知事政策局） （略）</p> <p>（1）非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</td> <td>防災・危機管理課 各課2～3名程度 消防課 河川課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（県知事政策局） （1）（略） （2）組織</p>		種別	配備基準	配備体制	第1非常配備	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 各課2～3名程度 消防課 河川課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</td> <td>防災・危機管理課 各課2～3名程度 消防課 道路課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>関係課の修正</p>		第1非常配備	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 各課2～3名程度 消防課 道路課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制	
種別	配備基準	配備体制											
第1非常配備	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 各課2～3名程度 消防課 河川課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制											
第1非常配備	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 各課2～3名程度 消防課 道路課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制											

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																												
<p>ア 本部 (ア)～(ウ) (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 支部 (ア)～(ウ) (略)</p> <p style="text-align: center;">県災害対策本部支部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対 県 策 災 本 部 害</td> <td>名 称</td> <td>所 管 区 域</td> </tr> <tr> <td>富山支部</td> <td>富山市</td> </tr> <tr> <td>高岡支部</td> <td>高岡市、氷見市、射水市</td> </tr> <tr> <td>魚津支部</td> <td>魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡</td> </tr> <tr> <td>砺波支部</td> <td>砺波市、小矢部市、南砺市</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支 部 長 （ 土 木 セ ン タ ー 所 長 ）</td> <td>総務・土木班</td> <td>班長：土木センター次長</td> </tr> <tr> <td>災害救助・保健班</td> <td>班長：厚生センター所長</td> </tr> <tr> <td>農地林務班</td> <td>班長：農林振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>班長：教育事務所長</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td>班長：その他出先機関の長</td> </tr> </table>	対 県 策 災 本 部 害	名 称	所 管 区 域	富山支部	富山市	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市	支 部 長 （ 土 木 セ ン タ ー 所 長 ）	総務・土木班	班長：土木センター次長	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長	農地林務班	班長：農林振興センター所長	教育班	班長：教育事務所長	協力班	班長：その他出先機関の長	<p>(エ) <u>災害により市町村の災害対策本部機能の著しい低下が判断される場合は、本部内に各班の班員により構成する「被災市町村支援チーム」を編成する。被災市町村支援チームは、被災市町村に赴き、被害の状況や市町村の対応能力等を調査し、調査結果に基づき、災害対策要員の派遣や通信連絡機器の支援等を行う。また、必要に応じて、他市町村への応援指示、防災関係機関等への応援要請を行う。</u></p> <p>(オ) <u>医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</u></p> <p><u>なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における医療救護活動に係る関係機関とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする</u></p> <p style="text-align: center;">県災害対策本部支部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対 県 策 災 本 部 害</td> <td>名 称</td> <td>所 管 区 域</td> </tr> <tr> <td>富山支部</td> <td>富山市</td> </tr> <tr> <td>高岡支部</td> <td>高岡市、氷見市、射水市</td> </tr> <tr> <td>魚津支部</td> <td>魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡</td> </tr> <tr> <td>砺波支部</td> <td>砺波市、小矢部市、南砺市</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支 部 長 （ 土 木 セ ン タ ー 所 長 ）</td> <td>総務・土木班</td> <td>班長：土木センター次長</td> </tr> <tr> <td>災害救助・保健班</td> <td>班長：厚生センター所長</td> </tr> <tr> <td>農地林務班</td> <td>班長：農林振興センター所長</td> </tr> <tr> <td>教育班</td> <td>班長：教育事務所長</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td>班長：その他出先機関の長</td> </tr> </table>	対 県 策 災 本 部 害	名 称	所 管 区 域	富山支部	富山市	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市	支 部 長 （ 土 木 セ ン タ ー 所 長 ）	総務・土木班	班長：土木センター次長	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長	農地林務班	班長：農林振興センター所長	教育班	班長：教育事務所長	協力班	班長：その他出先機関の長	<p>被災市町村支援チームの記載を追加</p> <p>災害医療対策チームの記載を追加</p> <p>字句の修正</p>
対 県 策 災 本 部 害		名 称	所 管 区 域																																											
		富山支部	富山市																																											
		高岡支部	高岡市、氷見市、射水市																																											
		魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡																																											
	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市																																												
支 部 長 （ 土 木 セ ン タ ー 所 長 ）	総務・土木班	班長：土木センター次長																																												
	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長																																												
	農地林務班	班長：農林振興センター所長																																												
	教育班	班長：教育事務所長																																												
	協力班	班長：その他出先機関の長																																												
対 県 策 災 本 部 害	名 称	所 管 区 域																																												
	富山支部	富山市																																												
	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市																																												
	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡																																												
	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市																																												
支 部 長 （ 土 木 セ ン タ ー 所 長 ）	総務・土木班	班長：土木センター次長																																												
	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長																																												
	農地林務班	班長：農林振興センター所長																																												
	教育班	班長：教育事務所長																																												
	協力班	班長：その他出先機関の長																																												

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>（追加）</u></p> <p>（資料「13－2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」） ウ （略） （3）～（9） （略） 第2～3 （略） 第4 災害救援ボランティアの受入れ 1 （略） 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（県生活環境文化 部） （略） （1） （略） （2）機能・業務 ア （略） イ 市町村ボランティア本部間のボランティア等の配置 調整 ウ （略） エ ボランティア活動に関する広報・報道窓口 オ～カ （略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>3～4 （略） <u>（追加）</u></p>	<p><u>※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害 救助・保健班長とする。</u> （資料「13－2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」）</p> <p>イ 市町村災害救援ボランティア本部間のボランティア 及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互 <u>支援活動の調整</u></p> <p>エ ボランティア活動に関する広報・情報提供</p> <p>キ 「東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援協 定」等に基づく支援要請</p> <p>ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害 救援NPO等）との連絡調整</p> <p>第5 帰宅困難者対策（県知事政策局、市町村） <u>都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、 滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、 自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想され る。</u> <u>このため、県は、このような帰宅困難者を支援するため、防災 関係機関との応援協定の締結等を推進する。</u> 1 徒歩帰宅支援ステーション <u>（一社）日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石</u></p>	<p>補足の追加</p> <p>現状に合わ せた修正</p> <p>帰宅困難者 対策の記載 を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 被害状況等の伝達手段（各防災関係機関） （略）</p> <p>(1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第2 通信連絡体制 （略）</p> <p>1 有線電話（NTT西日本、各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。</u></p> <p>2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容</p> <p><u>(1) 水道水、トイレ等の提供</u></p> <p><u>(2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供</u></p> <p><u>（資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」）</u></p> <p>3 その他</p> <p><u>（株）北陸銀行は、「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。（資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」）</u></p> <p>(1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。</p>	<p>伝達手段の追加による修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) 非常・緊急通話 <u>電話交換手扱いで優先的に行う非常・緊急通話の場合</u> <u>は、次の方法によるものとする。</u> <u>災害時優先指定電話のうち直通回線の電話から、市外局</u> <u>番なしの「102」をダイヤルしNTT所轄支店のオペレー</u> <u>ターを呼び出し、次のことを告げ通話を申し込む。</u> <u>・非常扱い通信又は緊急扱い通話の申込みであること。</u> <u>・「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称</u> <u>・相手の電話番号及び通話内容</u></p> <p>(3) 専用電話 (略)</p> <p>2 無線電話（県知事政策局、県経営管理部、NTTドコモ） (1)～(2) (略) (3) 携帯電話・自動車電話 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 放送（<u>県知事政策局、市町村、各放送機関</u>） (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 広報及び広聴活動 (略)</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関） (1) (略) (2) 広報活動の内容 ア 広域災害広報 県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び 県外への支援要請の広報については、県をはじめとした 各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等 の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨 時のFM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施す</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 専用電話</p> <p>(3) 携帯電話</p> <p>(4) 衛星携帯電話 <u>県は、衛星携帯電話を整備し、積極的に活用する。</u></p> <p>(5) 移動体通信事業者が提供するサービス <u>県は、携帯端末の緊急速報メール機能等の移動体通信事</u> <u>業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。</u></p> <p>3 放送（<u>県経営管理部、市町村、各放送局</u>）</p> <p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び 県外への支援要請の広報については、県をはじめとした 各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等 の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨 時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用</p>	<p>サービスの 終了に伴う 修正</p> <p>番号のずれ</p> <p>サービス終 了による修 正 現状に合わ せた修正 同上</p> <p>組織改変に 伴う修正</p> <p>情報提供媒</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
<p>る。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>公共情報コモンズ</u>の活用を検討する。</p> <p>（ア）～（オ）（略）</p> <p>イ 地域災害広報</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、<u>緊急速報メール（エリアメール）</u>等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>公共情報コモンズ</u>の活用を検討する。</p> <p>（ア）～（オ）（略）</p> <p>（3）～（4）（略）</p> <p>2 広聴活動等（<u>県知事政策局</u>、<u>県警察本部</u>、市町村）（略）</p> <p>第4節 交通の確保</p> <p>第1 道路交通の確保</p> <p>1 県の活動体制（<u>県土木部</u>）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）除雪区分及び除雪形態</p> <p>除雪計画路線は、次のとおり3つに区分する。</p> <table border="1" data-bbox="241 1114 1025 1342"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日交通量のおよその標準</th> <th>除雪目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>1,000台/日以上</td> <td>2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時以外は常時交通を確保する。豪雪時は降雪後約5日以内に2車線確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>500～1,000台/日</td> <td>2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。豪雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>500台/日以下</td> <td>1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（追加）</u></p>	区分	日交通量のおよその標準	除雪目標	第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時以外は常時交通を確保する。豪雪時は降雪後約5日以内に2車線確保を図る。	第2種	500～1,000台/日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。豪雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保	第3種	500台/日以下	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。	<p>し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、<u>携帯端末の緊急速報メール機能</u>等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>2 広聴活動等（<u>県経営管理部</u>、<u>県警察本部</u>、市町村）</p> <p>※ 第1種のうちでも、特に次のような交通量の多い重要路線（道路除雪計画図で特別重要路線として赤太字線表示のもの）</p>	<p>体、伝達手段の追加に伴う修正</p> <p>用語の修正</p> <p>伝達手段の追加に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>補足の追加</p>
区分	日交通量のおよその標準	除雪目標												
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時以外は常時交通を確保する。豪雪時は降雪後約5日以内に2車線確保を図る。												
第2種	500～1,000台/日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。豪雪時には約10日以内に2車線または1車線の確保												
第3種	500台/日以下	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。												

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(略)</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 県民等への情報提供</p> <p>ア <u>除雪情報システムにより、県内各地に設置されている積雪センサー、路面凍結センサー、路面監視カメラから得られる気象情報・路面状況などを一元的にとりまとめ、以下の情報提供を行う。</u></p> <p><u>(ア) 道路除雪等に関する情報提供</u> 各観測点での気温、積雪量、降雪量、除雪状況、通行規制などの情報を各関係機関や報道機関へ提供する。</p> <p><u>(イ) 「道の駅」における路面状況等の情報提供</u> 「道の駅」に設置した情報提供装置により、路面監視カメラによる路面状況の映像や積雪センサーによる降積雪状況の情報を道路利用者へ提供する。</p> <p><u>(ウ) 道路標示板による情報提供</u> 路面凍結センサーから得られる路面状態を道路標示板に表示する。</p> <p>イ <u>路面凍結によるスリップ危険箇所に、「凍結注意」等の標識を設置し道路利用者に注意喚起するなどして、路面の凍結危険箇所の情報を提供する。</u></p> <p>ウ <u>富山防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて、降積雪等の情報を県民へ提供する。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第2~3 (略)</p>	<p>については、上記除雪目標にかかわらずより一層の除雪レベル向上を図り、豪雪時においても最優先に除排雪を行い、原則として常に2車線は確保する。</p> <p><u>(1) 主要都市間を結ぶ重要道路（主要バス路線を含む）</u></p> <p><u>(2) 高速道路のI.C.・空港・主要な駅・港湾・医療施設・及びその他重要公共施設等への道路</u></p> <p><u>(3) その他、物資の輸送に重要な道路等</u></p> <p>ア <u>富山県除雪情報システムにより収集された降積雪・凍結情報等を各広報機関やインターネット、スマートフォンアプリ等を通じ、県民や一般通行車両に対し適切に提供する。</u></p> <p>イ <u>道路情報板により県民や一般通行車両に、これを提供するとともに、必要があると判断される場合は、直ちに関係市町村、警察署及び消防署等へ連絡する。</u></p> <p>ウ <u>路面凍結によるスリップ危険箇所に、凍結注意等の標識を設置し道路利用者に注意喚起するなどして、路面凍結状況等の情報を提供する。</u></p>	<p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪（略）</p>		
<p>第6節 災害救助法の適用</p>		
<p>第1 災害救助法の適用</p>	<p>1 災害救助法の適用基準（<u>県知事政策局</u>）</p>	<p>関係部局の修正</p>
<p>1 災害救助法の適用基準（<u>県知事政策局、県厚生部</u>） （略）</p>		
<p>第2 救助実施体制</p>	<p>1 災害救助の実施機関（<u>県厚生部、県関係部局</u>）</p>	<p>同上</p>
<p>1 災害救助の実施機関（<u>県厚生部</u>） （略）</p>		
<p>2 救助の程度、方法及び期間（<u>県厚生部</u>） （略）</p>	<p>2 救助の程度、方法及び期間（<u>県厚生部、県関係部局</u>）</p>	<p>同上</p>
<p>（略）</p>		
<p>災害救助法による応急救助の実施概念図</p>	<p>災害救助法による応急救助の実施概念図</p>	
		<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>字句の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第7節 広域応援要請 第1 (略) 第2 応援要請 1～3 (略) 4 災害派遣医療チーム（DMAT）（県厚生部）</p> <p><u>(追加)</u> 知事は、大規模災害時において、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できない場合は、必要に応じて、厚生労働大臣に対し災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。</p> <p>※ <u>災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、略称「ディーマットDMAT」）</u> <u>災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。</u> <u>大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県厚生部、県知事政策局） <u>(1) 応援要請</u> <u>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 広域医療搬送</u> <u>県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、富山空港に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、富山空港消防除雪車庫において臨時医療施設（SCU）を設置する。</u> <u>※広域医療搬送拠点での臨時医療施設（Staging Care Unit、略称「SCU」）</u> <u>患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置される。</u> <u>被災地域に設置されるSCUでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による</u></p>	<p>関係部局の修正 災害派遣医療チーム（DMAT）の記載等を追加</p> <p>説明既出による削除</p> <p>広域医療搬送の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>5 (略)</p> <p>第8節 救助・救急活動 対策の体系</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">救 助 ・ 救 急 活 動</div> <div style="flex-grow: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> 第1 冬期警戒体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 体制の強化 2 広報活動 3 緊急路及び消防水利の確保 第2 救助活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・伝達 2 消防・警察の救助活動 3 救助資機材の調達 4 自主防災組織の活動 第3 救急活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 住民等による応急手当 2 救急要請への対応 3 医療機関等との連携 4 ヘリコプターの活用 第4 消防応援要請 <ul style="list-style-type: none"> 1 県内他市町村への応援要請 2 他県等への応援要請 3 消防庁の対応 4 応援要請市町村の対応 </div> </div> <p>第1～3 (略) 第4 消防応援要請 1～2 (略)</p>	<p>搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるSCUは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行う。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">救 助 ・ 救 急 活 動</div> <div style="flex-grow: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> 第1 冬期警戒体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 体制の強化 2 広報活動 3 緊急路及び消防水利の確保 第2 救助活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・伝達 2 消防・警察の救助活動 3 救助資機材の調達 4 自主防災組織の活動 第3 救急活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 住民等による応急手当 2 救急要請への対応 3 医療機関等との連携 4 ヘリコプターの活用 第4 消防応援要請 <ul style="list-style-type: none"> 1 県内他市町村への応援要請 2 他県等への応援要請 3 緊急消防援助隊の出動要請 4 消防庁の対応 5 応援要請市町村の対応 6 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備 第5 惨事ストレス対策 </div> </div>	<p>項目の追加</p> <p>同上 同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(追加)</u></p> <p><u>3 消防庁の対応</u> (略)</p> <p><u>4 応援要請市町村の対応（市町村）</u> (略) (追加)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>3 緊急消防援助隊の出動要請（県知事政策局、市町村）</u> <u>(1) 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。</u> <u>ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況</u> <u>イ 応援要請日時、必要応援部隊</u> <u>ウ その他の情報（必要資機材、装備等）</u> <u>(2) 県は、市町村から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合又は市町村の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を代表消防機関及び当該市町村に対して連絡する。</u></p> <p><u>4 消防庁の対応</u></p> <p><u>5 応援要請市町村の対応（市町村）</u></p> <p><u>6 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）</u> <u>消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。</u> <u>(1) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）</u> <u>(2) 水利の情報</u> <u>ア 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）</u> <u>イ 水利の所在地</u> <u>ウ 水利地図（広域地図、住宅地図等）</u> <u>(3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報</u> <u>(4) 住民の避難場所の情報</u> <u>(5) 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報</u></p> <p><u>第5 惨事ストレス対策（各防災関係機関）</u> <u>救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u> <u>なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科</u></p>	<p>緊急消防援助隊の記載を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>緊急消防援助隊の記載を追加</p> <p>惨事ストレス対策の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第9節 医療救護活動 (略) 対策の体系</p> <p>第1 冬季活動体制</p> <p>第2 連絡体制</p> <p>第3 医療救護班の派遣</p> <p>第4 医療救護所の設置及び運営</p> <p>第5 後方医療体制</p> <p>第6 医薬品、血液の供給体制</p> <p>第7 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応</p> <p>第8 被災地における保健医療の確保</p> <p>第9 精神保健医療体制</p> <p>第1 (略) 第2 連絡体制 1 連絡系統 (県厚生部) (1) (略)</p>	<p>医等の専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>第1 冬季活動体制</p> <p>第2 連絡体制</p> <p>第3 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣</p> <p>第4 医療救護班の派遣</p> <p>第5 医療救護所の設置及び運営</p> <p>第6 後方医療体制</p> <p>第7 医薬品、血液の供給体制</p> <p>第8 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応</p> <p>第9 被災地における保健医療の確保</p> <p>第1.0 精神保健医療体制</p>	<p>項目の追加</p> <p>項目の修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(2) 県災害対策本部医務班は、公的病院及び県医師会に対して、医療救護班派遣の要請を行う。ただし、公的病院及び県医師会は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請があったものとして医療救護班を出動させるものとする。</p> <p>ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生したために、<u>即刻医療救護班を出動させる必要がある場合。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>(2) 県災害対策本部医務班は、<u>必要に応じて</u>公的病院及び県医師会等に対して、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。</u>ただし、公的病院及び県医師会等は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請があったものとして<u>災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等</u>を出動させるものとする。</p> <p>ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生するなど、<u>緊急でやむを得ない事情が発生したために、即刻出動させる必要がある場合。</u></p> <p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>医療救護活動体制の記載の追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>（医療救護要請派遣病院等） （派遣要請機関） （医療救護要請第一出動機関） （第二次出動機関）（第三次出動機関）</p> <p>（派遣要請機関） 黒部市民病院 （地域災害医療センター） （地域救命センター設置病院） あさひ総合病院 高山労災病院 下新川郡医師会、魚津医師会</p> <p>（医療救護要請第一出動機関） 黒部市、入善町 朝日町 魚津市 魚津市、黒部市、入善町、朝日町</p> <p>（第二次出動機関） 富山市、立山市、舟橋村 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 滑川市 上市町 富山市 富山市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村</p> <p>（第三次出動機関） 新川医療圏 富山医療圏 高岡医療圏 砺波医療圏</p> <p>（派遣要請機関） 厚生連高岡病院 （救命センター設置病院） 高岡市民病院 （地域災害医療センター） 社会保険高岡病院 済生会高岡病院 射水市民病院 水見市民病院 射水郡医師会、高岡市医師会、 新湊市医師会、水見市医師会</p> <p>（医療救護要請第一出動機関） 高岡市 高岡市 高岡市 高岡市 高岡市 射水市 水見市 高岡市、射水市、水見市</p> <p>（第二次出動機関） 砺波市 南砺市 小矢部市 北陸中央病院 南砺市民病院 南砺市立福野病院 国立病院機構北陸病院 砺波市医師会、小矢部市医師会</p> <p>（第三次出動機関） 砺波医療圏 南砺医療圏 小矢部医療圏</p> <p>（協力要請機関） 日本赤十字社富山県支部 富山赤十字病院 県歯科医師会 支部歯科医師会 県薬剤師会 支部薬剤師会 病院薬剤師会 災害応援県 厚生労働省医政局指導課 独立行政法人国立病院機構本部 被災地市町村医療救護担当課 被災地所管厚生センター</p> <p>⑤（医療救護班出動）→ ⑥（被災地到着）⑦（医療救護所の設置） ③医療救護班の交替 → ⑧（医療救護活動の実施）→ ⑩（終了）</p> <p>① 医療救護要請の把握 ② 医療施設の態勢状況の把握 ③ 派遣要請機関に派遣要請 ④ 各団体に協力要請 ⑤ 医療救護班の出動 ⑥ 被災地到着 ⑦ 医療救護所の設置 ⑧ 医療救護活動の実施 ⑨ 医療救護班の交替 ⑩ 終了</p> <p>県災害対策本部 県災害対策本部 医務班、くすり政策班 （くすり政策課） 県医師会</p>	<p>（医療救護要請派遣病院等） （派遣要請機関） （医療救護要請第一出動機関） （第二次出動機関）（第三次出動機関）</p> <p>（派遣要請機関） 黒部市民病院 （地域災害医療センター） （地域救命センター設置病院） あさひ総合病院 高山労災病院 下新川郡医師会、魚津市医師会</p> <p>（医療救護要請第一出動機関） 黒部市、入善町 朝日町 魚津市 魚津市、黒部市、入善町、朝日町</p> <p>（第二次出動機関） 富山市、舟橋村、立山町 富山市 富山市 富山市 富山市 富山市 滑川市 上市町 富山市 富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町</p> <p>（第三次出動機関） 新川医療圏 富山医療圏 高岡医療圏 砺波医療圏</p> <p>（派遣要請機関） 厚生連高岡病院 （救命センター設置病院） 高岡市民病院 （地域災害医療センター） 地域災害医療推進機構 高岡ふしき病院 済生会高岡病院 射水市民病院 水見市民病院 射水市医師会、高岡市医師会、 水見市医師会</p> <p>（医療救護要請第一出動機関） 高岡市 高岡市 高岡市 高岡市 高岡市 射水市 水見市 高岡市、水見市、射水市</p> <p>（第二次出動機関） 砺波市 南砺市 小矢部市 北陸中央病院 南砺市民病院 南砺市 国立病院機構北陸病院 砺波市医師会、南砺市医師会、 小矢部市医師会</p> <p>（第三次出動機関） 砺波医療圏 南砺医療圏 小矢部医療圏</p> <p>（協力要請機関） 日本赤十字社富山県支部 富山赤十字病院（地域災害拠点病院） 県歯科医師会 郡市歯科医師会 県薬剤師会 支部薬剤師会 県看護協会 病院薬剤師会 災害応援県 厚生労働省医政局指導課 独立行政法人国立病院機構本部 被災地市町村医療救護担当課 被災地所管厚生センター</p> <p>⑤（医療救護班出動）→ ⑥（被災地到着）⑦（医療救護所の設置） ③医療救護班の交替 → ⑧（医療救護活動の実施）→ ⑩（終了）</p> <p>① 医療救護要請の把握 ② 医療施設の態勢状況の把握 ③ 派遣要請機関に派遣要請 ④ 各団体に協力要請 ⑤ 医療救護班の出動 ⑥ 被災地到着 ⑦ 医療救護所の設置 ⑧ 医療救護活動の実施 ⑨ 医療救護班の交替 ⑩ 終了</p> <p>県災害対策本部 県災害対策本部 医務班、くすり政策班 （くすり政策課） 県医師会</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>災害派遣医療チーム</p>
<p>2～3（追加）</p>	<p>第3 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 1 富山県DMATの派遣要請（県厚生部）</p>	<p>災害派遣医療チーム</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第3 医療救護班の派遣 （略）</p> <p>第4 医療救護所の設置及び運営 （略）</p> <p>第5 後方医療体制（県厚生部） （追加）</p> <p>1 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。</p> <p>2 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。</p> <p>第6 医薬品、血液の供給体制</p> <p>1 （略）</p> <p>2 血液の供給（日本赤十字社富山県支部） 保存血液と血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。</p>	<p>知事は、<u>富山県DMAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DMATの派遣が必要と認められるときは、富山県DMAT指定病院に対して、富山県DMATの派遣を要請する。</u></p> <p><u>富山県DMATの派遣要請があったときは、指定病院の長は、速やかに富山県DMATの派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能ときは富山県DMATを出動させる。</u></p> <p>2 富山県DMATの活動内容 <u>富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等</p> <p>(3) 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援</p> <p>(4) 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援</p> <p>(5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置</p> <p>第4 医療救護班の派遣</p> <p>第5 医療救護所の設置及び運営</p> <p>第6 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>1 <u>後方病院は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。</u></p> <p>2 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。</p> <p>3 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。</p> <p>第7 医薬品、血液の供給体制</p> <p><u>血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。</u></p>	<p>(DMAT)の記載を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>後方病院の役割を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>番号のずれ</p> <p>現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>不足する場合は、東海北陸ブロック血液センターに要請し、迅速かつ円滑に供給する。</p> <p>第7 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応 （略）</p> <p>第8 被災地における保健医療の確保 （略）</p> <p>第9 精神保健医療体制 1 （略） 2 <u>公立病院を中心とする精神科医療救護班の編成（県厚生部）</u> （1）<u>県災害対策本部健康班（健康課）の要請により、公立をはじめとする精神科病院は精神科医療救護班を編成する。</u> <u>また、精神科医療救護班が行う厚生センター、避難場所、災害現場等における救急をはじめとする治療や転院等に対応し、後方病院との連携を図るための体制を整える。</u></p> <p>（2）<u>精神科医療救護班は、厚生センター等に設置される精神科救護所を中心に活動し、医療救護班と連携及び調整を図る。</u></p> <p>3 精神科後方病院の設置（県厚生部） 公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は<u>精神科医療救護班</u>を支援する。</p> <p>4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制（県厚生部）</p>	<p>第8 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応</p> <p>第9 被災地における保健医療の確保</p> <p>第10 精神保健医療体制 2 <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部）</u> （1）<u>富山県DPATの派遣要請</u> <u>知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。</u> <u>富山県DPAT隊員の派遣要請があったときは、関係団体の長は、速やかに隊員の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DPAT隊員を派遣する。</u> （2）<u>富山県DPATの活動内容</u> <u>富山県DPATの活動内容は、次のとおりとする。</u> ア <u>情報収集、精神保健医療に関するニーズのアセスメント</u> イ <u>災害によって障害された既存の精神医療システムの支援</u> ウ <u>災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応</u> エ <u>支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援</u> オ <u>メンタルヘルスに関する普及啓発、活動記録等</u></p> <p>公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は<u>富山県DPAT</u>を支援する。</p>	<p>番号のずれ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣の記載を追加</p> <p>用語の修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>精神科医や保健師、<u>精神保健福祉相談員</u>は、心の健康センターの指示により、<u>医療救護班及び精神科医療救護班</u>と連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。</p> <p>なお、<u>児童のメンタルヘルスケア</u>については、<u>児童相談所の児童福祉司・心理判定員</u>等と連携を図る。</p> <p>5～6 （略）</p> <p>第10節 避難活動 第1～2 （略） 第3 避難所の設置・運営 1 （略） 2 避難所の運営（県厚生部、県土木部、市町村） (1)～(3) （略） (4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて<u>プライバシーの確保、男女のニーズの違い</u>など<u>男女双方の視点等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>3～4 （略） 第4 要配慮者への援護</p>	<p>精神科医や保健師は、心の健康センターの指示により、<u>医療救護班及び富山県DPAT</u>と連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。</p> <p>なお、<u>児童のメンタルヘルスケア</u>については、<u>児童相談所の児童福祉司・児童心理司</u>等と連携を図る。</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、<u>女性への配慮</u>を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況</u>など、<u>避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) 市町村は、<u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>避難所の運営に関する記載を追加</p> <p>番号のずれ</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等いわゆる要配慮者は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。</p> <p>1 要配慮者対策（県知事政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者の支援 <u>(追加)</u></p> <p>ア 社会福祉施設への緊急入所 (略)</p> <p>イ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（見えるラジオ、デジタル放送対応テレビ等）</p> <p>ウ 要配慮者の実態調査とサービスの提供 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5 精神保健対策</p> <p>1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）</p> <p>(1) 診療所や相談所において、医療救護班と精神科医療救護班はともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。</p>	<p>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。</p> <p>ア 福祉避難所の設置 <u>被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、介護保険施設、障害者支援施設などを福祉避難所として指定する。</u> <u>被災市町村は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>イ 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（見えるラジオ、<u>目で聴くテレビ</u>、デジタル放送対応テレビ）</p> <p>エ 要配慮者の実態調査とサービスの提供</p> <p>(1) 診療所や相談所において、医療救護班と富山県DPATはともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>福祉避難所の記載を追加</p> <p>記号のずれ</p> <p>同上</p> <p>例示の追加 記号のずれ</p> <p>用語の修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>精神科医療救護班</u>は、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第11節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3 <u>輸送車両、船舶、航空機の確保</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>緊急通行車両の取扱い</u>（県知事政策局、県警察本部、中日本高速道路(株)）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(3) <u>富山県DPAT</u>は、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。</p> <p>第3 災害時における車両の移動等</p> <p><u>災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。</u></p> <p>1 道路管理者の措置</p> <p><u>道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。</u></p> <p><u>上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。</u></p> <p>2 知事の措置</p> <p><u>知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</u></p> <p>3 公安委員会の措置</p> <p><u>公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</u></p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p>	<p>同上</p> <p>災害対策基本法改正に伴う追加</p> <p>番号のずれ</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(追加)</p> <p>(2) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除） (略)</p> <p>第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第1 (略) 第2 食料・生活必需品の供給 1 供給方法（市町村） (1) (略) (2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障害者へ優先的に供給する。 2 供給確保（北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (1) 非常食・生活必需品 ア～イ (略) ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山地域センターに供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。 ※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊き出し、資機材及び人的供給をいう。 非常食・生活必需品の救援物資の流れ</p>	<p>(2) 緊急通行車両用燃料の優先供給 県及び市町村の緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。 (3) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）</p> <p>(2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。 2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。 ※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊き出し、資機材及び人的供給をいう。 非常食・生活必需品の救援物資の流れ</p>	<p>緊急通行車両用燃料の供給に関する記載の追加 番号のずれ</p> <p>用語の修正 要請先の修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考						
<p>凡 例 — 県 被災市町村</p>	<p>凡 例 — 県 被災市町村</p>	<p>同上</p>						
<p>(2) 主食（米穀）の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省生産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、北陸農政局富山地域センターを通じて他県からの応援で対処する。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>なお、精米能力に限界がある場合は、他県からの応援で対処する。</p>	<p>同上</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>県農林水産部</td> <td>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局富山地域センター及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	(略)		県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局富山地域センター及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量		
機関名	実施内容							
(略)								
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局富山地域センター及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量							

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>を調達する。</p> <p>2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。</p> <p>3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。</p> <p>4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。</p>		
卸売市場	<p>県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を確保するものとする。</p>		
農林水産省生産局	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた生産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>		
北陸農政局	<p><u>知事から、県においては調達困難な生鮮食料品の出荷要請を受けたとき、北陸農政局長は、速やかに管内の生鮮食料品の需給動向を把握し、関係団体等に出荷等の要請を行う。</u></p>	(削除)	要請先の修正
北陸農政局富山地域センター	<p><u>米麦加工食品（精米、小麦粉、乾めん、生めん、即席めん、パン、ビスケット）及び加工食品（レトルト食品等）・調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</u></p>	(削除)	同上
<p>(資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-5 主要食料品の生産量」、「5-6 主要食料品の生産業者所在地」、「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等交付基準」、「5-16 災害救助物資備蓄状況」)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 食品の流通確保（北陸農政局、県農林水産部）</p> <p>豪雪時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。</p> <p>各機関の対応は次のとおりである。</p>		<p>5 食品の流通確保（県農林水産部）</p> <p>豪雪時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。</p>	関係機関の修正
機関名	実施内容		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
卸売市場	<p>被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。 2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。 3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。 	<p>卸売市場は、被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。 2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。 3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。 	<p>要請先の修正により表形式を修正</p>
北陸農政局	<p>知事の要請を受け、応援食料品の円滑なる調達を確保するため、輸送当局に対する緊急輸送及びメーカーへの円滑な輸送を要請する。</p>		
北陸農政局 富山地域センター	<p>米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</p>		
<p>第3 (略)</p> <p>第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略)</p> <p>第14節 警備活動 (略)</p> <p>第15節 遺体の捜索、処理及び埋葬 (略)</p> <p>第16節 ライフライン施設等の応急対策 対策の体系</p>			

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
ライフライン施設の応急復旧対策	第1 電力施設	1 初動活動体制	1 初動活動体制	項目の追加
		2 情報の早期収集と伝達	2 情報の早期収集と伝達	
		3 広報サービス体制	3 広報サービス体制	
		4 応急復旧活動	4 応急復旧活動	
	第2 ガス施設	1 都市ガス及び簡易ガス対策	1 都市ガス及び簡易ガス対策	
		2 LPガス対策	2 LPガス対策	
	第3 上水道施設	1 被害の防止等	1 被害の防止等	
	2 応急給水対応	2 応急給水対応		
	3 応急復旧対応	3 応急復旧対応		
第4 下水道施設	1 応急復旧対応	1 応急復旧対応		
	2 他部局との連携	2 他部局との連携		
第5 通信施設	1 非常用衛星通信装置の使用	1 非常用衛星通信装置の使用		
	2 通信施設の応急措置	2 通信施設の応急措置		
第6 危険物施設等	1 危険物施設	1 危険物施設		
	2 高圧ガス製造事業所等	2 高圧ガス製造事業所等		
	3 劇物毒物取扱施設	3 劇物毒物取扱施設		
第7 郵政事業	1 郵便の運送及び集配の確保	1 郵便の運送及び集配の確保		
	2 山間部等の集配対策	2 山間部等の集配対策		
	3 窓口業務の維持	3 窓口業務の維持		
	4 広報	4 広報		
第1 (略)				
第2 ガス施設				
1 (略)				

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 LPガス対策（県生活環境文化部、市町村、（一社）富山県エルピーガス協会）</p> <p>県、市町村、（一社）富山県エルピーガス協会は、豪雪によりLPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、除雪や積雪荷重によるLPガス設備の損傷防止と異常発見時の措置など消費者がとるべき措置について、広報活動を行う。</p> <p>また、（一社）富山県エルピーガス協会は、販売店及び卸売業者等相互の応援協力体制を整備し、LPガス設備の緊急安全点検を実施する。</p> <p>第3 （略） 第4 下水道施設</p>	<p>（1）災害時広報</p> <p>県、市町村及び（一社）富山県エルピーガス協会は、豪雪のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。</p> <p>（2）応急復旧活動</p> <p>（一社）富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」、県及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。</p> <p>ア 富山県LPガス災害対策本部による活動</p> <p>（ア）設置</p> <p>以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害 ・災害救助法が適用される災害 ・気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害 <p>なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。</p> <p>（イ）活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施 ・被害状況の収集、分析及び連絡 ・LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援 ・関係機関・団体との連絡・調整 <p>イ LPガスの安定的な供給</p> <p>県及び市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。</p>	<p>LPガス対策について具体的に記載</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 応急復旧対応（県土木部、市町村） (1)～(4) <u>(追加)</u></p> <p>2 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第5 通信施設 1 非常用衛星通信装置の使用（NTT西日本、NTTドコモ） 災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話を含む。）を<u>利用し</u>、通信を確保する。 <u>(追加)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第6～7 (略)</p> <p>第17節 公共建物等の応急対策 (略)</p> <p>第18節 農林水産業の被害拡大防止 対策の体系</p>	<p><u>(5) 広域支援体制</u> <u>ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。</u> <u>イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。</u></p> <p>3 広報活動（県土木部、市町村） <u>下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。</u></p> <p>災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話を含む。）を<u>出動させ</u>、通信を確保する。 <u>また、孤立防止用衛星通信システム（Ku-1）も出動させる。</u></p>	<p>広域支援体制に関する記載を追加</p> <p>広報活動の項目を追加</p> <p>字句の修正 現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>農 林 水 産 業 の 被 害 拡 大 防 止</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 稲作 第2 麦 第3 果樹 第4 施設園芸用施設 第5 畜産 第6 林産 <p>第1～3 (略) 第4 施設園芸用施設 (略) 第5～6 (略)</p> <p>第19節 商工業の被害拡大防止 (略)</p> <p>第20節 応急住宅対策 第1 応急仮設住宅の確保 1 被災世帯の調査（県厚生部） 県は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。 <u>(1) 被害状況</u> <u>(2) 被災地における住民の動向及び市町村の住宅に関する要望事項</u> <u>(3) 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定</u> <u>(4) 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等</u> <u>(5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p>	<p>農 林 水 産 業 の 被 害 拡 大 防 止</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 稲作 第2 麦 第3 果樹 第4 園芸用施設 第5 畜産 第6 林産 <p>第4 園芸用施設</p> <p>1 被災世帯の調査（<u>県厚生部、県土木部、市町村</u>） 県及び市町村は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。 <u>(1) 市町村は、次の調査を実施する。</u> ア 住宅及び宅地の被害状況 イ 被災地における住民の動向 ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望 <u>(2) 県は、次の調査を実施する。</u> ア 市町村の調査に基づく被災戸数 イ 市町村の住宅に関する要望事項</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>関係部局の修正 現状に合わせた修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設用地 <u>県及び市町村は、あらかじめ応急仮設住宅建設予定地を定めておく。</u></p> <p>(3) 設置戸数 <u>被災世帯が必要とする戸数を設置する。</u></p> <p>(4) 建設の規模及び費用 1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。</p> <p>なお、高齢者、障害者のために老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 建設工事 <u>(追加)</u></p> <p>ア 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接</p>	<p>ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 エ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等 オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</p> <p>市町村は、<u>あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。県は、市町村に対して必要に応じ、助言等を行う。</u></p> <p><応急仮設住宅建設予定地選定の基準></p> <p>ア <u>原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。</u></p> <p>イ <u>大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。</u></p> <p>ウ <u>給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。</u></p> <p>県は、<u>前記1の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。</u></p> <p>1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。<u>ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。</u></p> <p>ア 県は、<u>あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。</u></p> <p>イ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接</p>	<p>建設予定地について具体的に記載</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>記号のずれ</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。</p> <p>イ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、（一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。 （資料 「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（7）供与の期間 （略）</p> <p>3 入居者の選定（県厚生部、市町村） （1）入居資格 次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。 ア～イ （略） ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。 （ア）～（ウ） （略） （エ）特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>身体障害者</u> （オ）～（キ） （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>4 応急仮設住宅の管理（県土木部、市町村）</p> <p>応急仮設住宅の管理は、所有市町村長の協力を得て、<u>県営住宅の管理に準じて県が行う。</u>ただし、状況に応じ当該市町村長に委任できる。</p>	<p>建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。</p> <p>ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、（一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。 （資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）</p> <p>（7）<u>民間賃貸住宅借上げによる供与</u> ア 県は、被災状況を考慮し、<u>応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。</u> <u>ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。</u> イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、<u>（公社）富山県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会富山県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。</u></p> <p>（8）供与の期間</p> <p>（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>障害者</u></p> <p>4 応急仮設住宅の管理（県土木部、<u>県厚生部、県関係部局、市町村</u>） 応急仮設住宅の管理は、所在市町村長の協力を得て、<u>県が行う。</u>ただし、状況に応じ所在市町村長に委任できる。</p>	<p>同上</p> <p>民間賃貸住宅借上げの記載を追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>用語の修正</p> <p>関係部局の修正 応急仮設住宅の管理について具体</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(追加)</p> <p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急修理の対象者</p> <p>(1) 給付対象者の範囲 次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>身体障害者</u></p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第21節 教育・金融・労働力確保対策 (略)</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>2 学用品の調達及び支給（県厚生部）</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）</u> (略)</p> <p><u>4 学校教育施設等の確保（県教育委員会、市町村）</u> (略)</p> <p><u>5 入試対策（県経営管理部、県教育委員会）</u> (略)</p>	<p>応急仮設住宅の管理に際しては、<u>安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び<u>障害者</u></p> <p><u>3 学用品の調達及び支給（県厚生部、県知事政策局、県教育委員会、市町村）</u></p> <p><u>4 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）</u></p> <p><u>5 学校教育施設等の確保（県教育委員会、市町村）</u></p> <p><u>6 入試対策（県経営管理部、県教育委員会）</u></p>	<p>的に記載</p> <p>用語の修正</p> <p>字句の修正、関係部局の修正 字句の修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
第 2 ～ 3 （略） 第 2 2 節 応急公用負担等の実施 （略）		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第4章 雪害復旧対策</p> <p>被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1 生活相談（県各部局、市町村）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 各種相談窓口の設置</p> <p>県及び市町村は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。</p> <p>これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。</p> <p>また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 福祉（<u>身体障害者</u>、高齢者、児童等）</p> <p>サ (略)</p> <p>シ 廃棄物（<u>ごみ</u>、<u>がれき</u>、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）</p> <p>ス～タ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）</p> <p>(1) 災害弔慰金</p> <p>(略)</p>	<p><u>また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例を調査するものとする。</u></p> <p>コ 福祉（<u>障害者</u>、高齢者、児童等）</p> <p>シ 廃棄物（<u>ごみ</u>、<u>災害廃棄物</u>、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）</p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>用語の修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考								
<p>ア～イ（略） ウ 受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母</p> <p>4（略） 5 被災者生活再建支援金の支給（県厚生部、市町村） （1）対象となる自然災害 ア～ウ（略） エ <u>5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、上記ア～ウに規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害</u> <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（2）（略） （3）支給金額 <u>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</u></p> <table border="1" data-bbox="226 1369 981 1445"> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>①～④</td> <td>⑤～⑧</td> </tr> </table>		合計					①～④	⑤～⑧	<p><u>死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。</u></p> <p>エ <u>ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害</u> オ <u>隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害</u> カ <u>ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であつて、5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害</u></p> <p>（3）支給金額等 ア <u>県は被災世帯となった世帯の世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行う。</u> イ <u>被災世帯（その属する者の数が1である世帯（オにお</u></p>	<p>救援物資の受入れの記載を修正</p> <p>被災者生活再建支援金の記載を追加、修正 同上</p> <p>同上</p>
	合計									
		①～④	⑤～⑧							

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画				修正案（変更部分のみ記載）		備考												
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円															
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円															
<p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</p> <p>②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</p> <p>③住居の移転費又は移転のための交通費</p> <p>④住宅を賃借する場合の礼金</p> <p>⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）</p> <p>⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費</p> <p>⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</p> <p>⑧ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費</p> <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）</p> <p>（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>（注）他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>（4）支給にかかるその他の要件</p> <table border="1" data-bbox="224 885 1019 1157"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(年収) ≤ 500万円 の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを含む世帯</p> <p>（5）（略）</p> <p>6 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）</p> <p>災害により被害を受けた低所得世帯における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、<u>災害援護資金又は住宅資金</u>の貸付けを行う。</p>				年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	(年収) ≤ 500万円 の世帯	300万円	225万円	500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	<p>いて「単数世帯」という。)を除く。以下(3)において同じ。)に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあっては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。</p> <p>①その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯200万円</p> <p>②その居住する住宅を補修する世帯100万円</p> <p>③その居住する住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯50万円</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの①から③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあっては、50万円)にイの①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。</p> <p>エ イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であって被災者生活再建支援法施行令第3条第1項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第2項及び第3項に定める額とする。</p> <p>オ 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この場合において、イ及びウの規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、エの規定中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。</p> <p>災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、<u>福祉資金</u>の貸付けを行う。</p>		用語の修正
年収等の要件	支給限度額																	
	複数世帯	単数世帯																
(年収) ≤ 500万円 の世帯	300万円	225万円																
500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																
700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯																		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) <u>災害援護資金</u> ア 貸付対象者 <u>災害を受けたことにより困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯</u> イ (略) ウ 償還期間 <u>1年以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内</u> エ 利 率 <u>年3%。ただし、据置期間中は無利子</u></p> <p>(2) <u>住宅資金</u> ア 貸付対象者 <u>災害により被害を受けた住宅を補修又は改築等するための資金を必要とする低所得世帯</u> イ 貸付限度額 <u>150万円以内。ただし、特に必要と認められる場合は245万円以内</u> ウ 償還期間 <u>6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後6年以内、ただし、上記イの「特に必要と認められる場合」の償還期間は7年以内</u> エ 利 率 <u>年3%。ただし、据置期間中は無利子</u> <u>なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。</u> 7～12 (略)</p>	<p>(1) <u>災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</u> ア 貸付対象者 <u>低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）</u> ウ 償還期間 <u>6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内</u> エ 利 率 <u>無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%</u></p> <p>(2) <u>災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費</u> ア 貸付対象者 <u>低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）</u> イ 貸付限度額 <u>250万円以内</u> ウ 償還期間 <u>6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内</u> エ 利 率 <u>無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%</u></p>	<p>項目の修正 貸付基準の修正</p> <p>項目の修正 現状に合わせた修正</p>
<p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 1 中小企業への融資等（県商工労働部） (1)～(2) (略) (3) <u>政府系中小企業金融三機関による災害復旧貸付制度</u> <u>中小企業の災害復旧のために、貸付限度額の別枠措置、貸付期間及び措置期間の優遇措置を行う。</u> <u>既往貸付金の償還猶予についても、個々のり災中小企業者の実情に応じて弾力的に取り扱う。</u> (4) <u>県制度融資による対応</u> <u>県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠（災害関連）により、被災中小企業の安定経営のための融</u></p>	<p>(3) <u>政府系金融機関による災害復旧貸付制度</u> <u>株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。</u> 県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。</p>	<p>項目の修正 貸付制度の記載を修正</p> <p>融資基準の</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>資を行う。</p> <p>ア 対象者 <u>天変地異等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 利 率 年<u>1.55%</u> (平成<u>16</u>年2月末現在)</p> <p>カ (略)</p> <p><u>(5) 政府系中小企業金融三機関による被災中小企業者等の事業再建資金の貸付</u> (<u>激甚法第15条の中小企業者に対する資金融通に関する特例及び閣議決定</u>) (措置内容)</p> <p>ア 対象者 <u>激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者等</u></p> <p>イ 限度額 <u>被災中小企業者 1,000万円</u> <u>(組合3,000万円)</u></p> <p>ウ 期 間 <u>3年間</u></p> <p>エ 利 率 <u>6.2%以下</u> (<u>被害額が事業者資産の70%又は前年総収入の10%の特別被害者3.0%</u>)</p> <p><u>(6) 中小企業高度化資金による対応</u></p> <p>ア <u>貸工場・貸店舗設置事業</u> <u>地方公共団体、株式会社、公益法人等が貸(仮設)工場・貸(仮設)店舗を設置し、被災中小企業者に賃貸する。</u></p> <p>イ <u>被災中小企業復興支援事業</u> <u>公益法人に基金を設け、その運用益により政府系中小企業金融三機関等の災害融資の特例措置を受けた被災中小企業者が支払うべき利子の一部を補填する。</u></p> <p>ウ <u>災害復旧貸付</u> <u>大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設がり災し、その復旧を行うもの、又は、中小企業者が復旧に際して高度化事業を行うもの</u> (略)</p>	<p>ア 対象者 <u>災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者</u></p> <p>オ 利 率 年<u>1.70%</u> (平成<u>27</u>年6月現在)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5) 中小企業高度化資金による対応</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>災害復旧貸付 <u>既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの</u></p>	<p>修正</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>番号のずれ 現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 農林漁業関係者への融資（県農林水産部） 被害を受けた農林漁業者又はその組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。</p> <p><u>(1) 農林漁業金融公庫による融資</u> <u>農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ又は指導を行う。</u></p> <p><u>(2) 経営資金等の融通</u> 農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(3) 農林漁業団体に対する指導</u> 災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、<u>農林中央金庫、関係金融機関等</u>に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3 税の徴収猶予及び減免等 1 県の措置（県経営管理部） (1) ～ (3) (略) (4) 減免等</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 経営資金等の融通</u> 農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(2) 農林漁業団体に対する指導</u> 災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、<u>農業協同組合等関係金融機関</u>に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即した適切な指導を行う。</p> <p><u>(3) 日本政策金融公庫による融資</u> <u>株式会社日本政策金融公庫においても、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、金融措置が講じられている。</u></p> <p><u>(4) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等</u> <u>被災により農業近代化資金等の既往借入金の償還ができなくなった農業者等に対して、償還猶予、償還期間の延長を行うほか、株式会社日本政策金融公庫の各種農業制度資金の既往借入金についても償還猶予等の手続きが迅速に行われるよう依頼するなど必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>番号のずれ</p> <p>説明の追加</p> <p>番号のずれ</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考		
<p>被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 郵政事業の非常取扱い等</p> <p>1 郵便関係（日本郵便株式会社北陸支社）</p> <p>(1) 郵便葉書等の無償交付 <u>一世帯につき、通常葉書5枚、郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で無償交付する。</u> <u>なお、無償交付するときは、交付期間及び交付事務を取扱う郵便局を公示する。</u></p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 <u>なお、取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する郵便局とする。</u></p> <p>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 <u>なお、引受郵便局は、すべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。</u></p> <p>2 郵便貯金、郵便為替、郵便振替関係（日本郵便株式会社北陸支社）</p> <p><u>郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、次のとおり、郵便貯金、郵便為替、郵便振替に関し、非常払戻し等及び非常貸付け又は料金免除の措置をする。</u> <u>なお、印章を無くした場合には、拇印の使用が認められる。</u></p> <p>(1) 通常、積立、定額（定期）貯金の非常払戻し</p> <table border="1" data-bbox="226 1409 999 1444"> <tr> <td style="width: 200px;">区 別</td> <td>払戻限度額</td> </tr> </table>	区 別	払戻限度額	<p>被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行う<u>ほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書</u>の交付申請手数料についても減免を行う。</p> <p>第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（日本郵便株式会社）</p> <p>(1) <u>被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u> <u>災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</u></p> <p>災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 <u>(削除)</u></p> <p>災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>現状に合わせた修正</p> <p>項目の修正</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>同上</p>
区 別	払戻限度額			

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考		
通常貯金	通帳 有	全 額(注1)				
	通帳 無	20万円(注2)				
積立貯金	通帳 有	全 額				
	通帳 無	集金する郵便局で払い戻すとき			全 額(注1)	
		集金する郵便局以外で払い戻すとき			20万円(注2)	
定額(定期)貯金	貯金証書 有	全 額				
	貯金証書 無	20万円(注2)				
払戻証書及び返還金支払通知書	証書等 有	全 額				
	証書等 無	20万円(注2)				
<p>(注1)：端末機による原簿確認ができない場合及び自局に集金票がない場合は20万円</p> <p>(注2)：通帳・証書がない場合の払戻しは、一人一回限り。</p>						
(2) 郵便貯金の非常貸付け						
区 別		払戻限度額				
積立貯金	通帳 有	全 額				
	通帳 無	集金する郵便局で貸付けするとき	全 額(注1)			
		集金する郵便局以外で貸付けするとき	20万円(注2)			
定額(定期)貯金	貯金証書 有	全 額				
	貯金証書 無	20万円(注2)				
<p>(注1)：端末機による原簿確認ができない場合及び自局に集金票がない場合は20万円</p> <p>(注2)：通帳・証書がない場合の貸付けは、一人一回限り。</p>						
(3) 郵便為替の非常払渡し						
郵便振替についても、これに準ずる。						
区 別		払戻限度額				
普通為替証書	有	全 額				
	無	10万円(注)				
電信為替証書	有	全 額				
	無	10万円(注)				
(注)：為替証書がない場合の払渡しは、一人一回限り。						

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考															
<p>(4) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。</p> <p>(5) 災害ボランティア口座の取扱い 非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄付金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配分する。</p>																	
<p>3 簡易保険関係（日本郵便株式会社北陸支社）</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 584 510 624">区 分</th> <th data-bbox="510 584 1016 624">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 624 510 695">保険料払込猶予期間の延伸</td> <td data-bbox="510 624 1016 695">保険料の払込みが一時困難となった場合は猶予期間を延伸する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 695 510 767">保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払</td> <td data-bbox="510 695 1016 767" rowspan="4">保険証書、領収帳又は印章をなくした場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば即時払をする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 767 510 887">基本契約の保険金、倍額保険金及び未経過保険料非常即時払</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 887 510 1038">行方不明になった被保険者に係る基本契約の保険金倍額保険金及び未経過保険料非常即時払</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1038 510 1110">特約の保険金及び未経過保険料の非常即時払</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1110 510 1230">保険契約者による基本契約の解除の非常取扱い及び基本契約の解約還付金の非常即時払</td> <td data-bbox="510 1110 1016 1230">通常、受持郵便局に限り認めている解約請求及びこれに伴う還付金の即時払を受持郵便局以外の郵便局においても行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1230 510 1414">保険契約者による特約の解除の非常取扱い及び特約の解約還付金の非常即時払</td> <td data-bbox="510 1230 1016 1414">この場合、保険証書、領収帳又は印章をなくした場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば即時払をする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1414 510 1452">普通貸付金の非常即時払</td> <td data-bbox="510 1414 1016 1452">保険証書、領収帳又は印章をなくし</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	保険料払込猶予期間の延伸	保険料の払込みが一時困難となった場合は猶予期間を延伸する。	保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払	保険証書、領収帳又は印章をなくした場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば即時払をする。	基本契約の保険金、倍額保険金及び未経過保険料非常即時払	行方不明になった被保険者に係る基本契約の保険金倍額保険金及び未経過保険料非常即時払	特約の保険金及び未経過保険料の非常即時払	保険契約者による基本契約の解除の非常取扱い及び基本契約の解約還付金の非常即時払	通常、受持郵便局に限り認めている解約請求及びこれに伴う還付金の即時払を受持郵便局以外の郵便局においても行う。	保険契約者による特約の解除の非常取扱い及び特約の解約還付金の非常即時払	この場合、保険証書、領収帳又は印章をなくした場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば即時払をする。	普通貸付金の非常即時払	保険証書、領収帳又は印章をなくし	<p>3 か月に限る</p> <p>災害救助法が発令された日から1か月以内に限る。</p>	
区 分	内 容																
保険料払込猶予期間の延伸	保険料の払込みが一時困難となった場合は猶予期間を延伸する。																
保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払	保険証書、領収帳又は印章をなくした場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば即時払をする。																
基本契約の保険金、倍額保険金及び未経過保険料非常即時払																	
行方不明になった被保険者に係る基本契約の保険金倍額保険金及び未経過保険料非常即時払																	
特約の保険金及び未経過保険料の非常即時払																	
保険契約者による基本契約の解除の非常取扱い及び基本契約の解約還付金の非常即時払	通常、受持郵便局に限り認めている解約請求及びこれに伴う還付金の即時払を受持郵便局以外の郵便局においても行う。																
保険契約者による特約の解除の非常取扱い及び特約の解約還付金の非常即時払	この場合、保険証書、領収帳又は印章をなくした場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば即時払をする。																
普通貸付金の非常即時払	保険証書、領収帳又は印章をなくし																

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p><u>た場合であっても、受取人が本人であることが確認できれば貸付限度額（ただし30万円を上限とする。）の範囲内で即時払をする。</u></p>		
第2節 激甚災害の指定 （略）			
第3節 公共土木施設の災害復旧計画 （略）			